

平成23年12月19日（月曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（14名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	9番	小山幸七君
10番	大瀧りう子君	11番	及川均君
12番	鈴木春光君	14番	三浦清人君
15番	西條栄福君	16番	後藤清喜君

---

欠席議員（1名）

8番 菅原辰雄君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
震災復興推進課 技術参事	畑 文隆 君
震災復興推進課主幹 兼復興推進係長	菅原 義明 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君
監査委員部局	
代表監査委員 事務局長	佐藤 広志 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	佐藤 徳憲 君
農業委員会部局	
事 務 局 長	佐々木 三郎 君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

---

議事日程 第4号

平成23年12月19日(月曜日)

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第121号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算
- 第 3 議案第122号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 4 議案第123号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 5 議案第124号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第125号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第126号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第127号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第128号 平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算
- 第10 議案第129号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算
- 第11 閉会中の継続審査申出について
- 第12 閉会中の継続調査申出について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会5日目でございますけれども、ことしも余すところ10日ほどとなりました。日に日に慌ただしくなりますので、議事運営には特段のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、8番菅原辰雄君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において1番千葉伸孝君、2番高橋兼次君を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程第2 議案第121号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第2、議案第121号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第121号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本補正につきましては、本年度における第1次整理予算として現時点において整理調整が可能な予算について所要の措置を講じたほか、東日本大震災に伴う災害廃棄物処理委託料を追加計上したことにより、これまでにない大型の補正予算措置となっております。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、細部説明をさせていただきますが、2ページでございますけれども、ただいま局長が朗読いたしました、今回の補正額は70億1,300万円、合計が273億4,000万円ということで、この額につきましては前年度と比較しますと3.5倍、前年度が同時期78億でございますので、3.5倍ということになります。

それでは、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

7ページの債務負担行為の補正でございますけれども、老人福祉施設建設資金利子補給金ということで、歌津つつじ苑に対するものでございますけれども、今回の震災によりまして元利返済が5年間延長になりました。そういう関係で利子補給期間も5年間延長して37年度までといたすものでございます。

それから、障害者基本計画でございますけれども、この計画につきましては、当初予算に計上して本年度計画する予定でございましたが、これも大震災によりまして1年間延長させていただくということで、債務負担行為を改めて設定させていただきたいと思っております。

続いて、8ページ、地方債の補正でございます。

廃止でございますが、3件ございます。

一つは、社会福祉施設整備事業ということで、子育て拠点施設の設計等を予定していましたが、事業廃止ということで全額廃止をするものでございます。

災害救助債でございますが、町発注の仮設住宅購入費、補助残分を地方債で見えておりましたが、補助残分がすべて災害救助費振替支弁金で交付されるということでございますので、これも全額廃止をするものでございます。

それから、漁港整備事業、5港を予定してございましたが、震災によりまして事業を中止するというので、これも全額を廃止するものでございます。

それから、変更でございますが、上水道事業でございますけれども、事業の再算定を行いまして、10万円を追加させていただきます。

それから、防災対策事業、防火水槽、ポンプ等を予定してございました。これも一部震災によりまして事業費を見直した関係で、740万円減額するものでございます。

災害対策事業、2億5,000万円追加でございますけれども、瓦れき処理の補助裏分の地方債でございますが、今回事業費が大幅に増加になったことに伴いまして、今回2億5,000万円を追加いたすものでございます。

それから、農林水産業施設災害復旧事業、これにつきましては漁港査定の補助裏分ござい

ますが、事業費6億円に対しまして2分の1の3億円国庫補助、その補助残分の3億円を地方債を起すものでございます。

では、歳入歳出に入らせていただきたいと思います。

歳入歳出全般でございますけれども、第1次の整理予算ということで、各款にわたりまして増額あるいは減額ということで、所要の調整をさせていただいております。

13ページの上段でございますが、住宅使用料で3,370万円減額してございます。町営住宅使用料と駐車場の使用料でございますが、今回流出しました町営住宅の減収分と、それから震災によりまして入居者の所得が減少した方がございますので、それらの減免分を合わせまして、今回整理をさせていただきました。

中段の総務手数料、戸籍関係の手数料でございますが、震災によりまして相続等で戸籍手数料が増額しておりますので、今回増額補正をさせていただいております。

一方、清掃手数料でございますけれども、震災によりまして収集量が大幅に減額になったということで、ごみ、し尿処理、そういったものの手数料を減額させていただいております。

最下段でございますが、公共土木災害復旧費負担金ということで2,491万円追加させていただきます。戸倉中学校の応急工事で1,300万円ほど、それから西戸橋応急復旧工事で2,430万円ほどでございます。

続きまして、14ページでございますが、今回の補正の主な財源でございます災害廃棄物処理事業補助金ということで66億9,400万円追加させていただいております。今年度の災害廃棄物の処理費用89億4,000万円ほど見込んでございます。そのうちの95%、84億9,400万円が国庫補助ということで交付されます。残りの5%につきまして、今回所要額を追加補正させていただくと。84億9,400万円の補助金でございますが、現計が18億円ございますので、その差額66億9,400万円、今回国庫補助金として追加計上させていただきました。

その下、総務費補助金で1,210万円でございますが、今回の役場の住民情報、電算関係の機能回復ということで補助金を交付されてございます。

それから、衛生費補助金で廃棄物処理施設災害復旧費補助金ということで1,000万円でございますが、衛生センターの災害復旧工事ということで計上させていただきました。

中段の災害救助費負担金、応急仮設住宅購入費負担金ということで1億1,900万円減額でございますが、今回、全額災害救助費支弁金ということで交付されますので、全額を国庫負担金から減額するものでございます。

それから、下段の総務費補助金で1,200万円減額でございますが、市町村振興総合補助金、

震災の影響によりまして12の事業を予定してございましたが、それらを減額するものでございます。

15ページでございますけれども、農林水産業費補助金で1億1,170万円減額でございます。ご案内のように五つの漁港、震災によりまして事業を中止するものによります。

それから、商工費補助金2,590万円の減額でございますが、当初、災害復旧対応ということで緊急的に予算を措置しておりましたが、その後、震災対応分やそういったものが出てきて、最終的に緊急雇用で4,100万円ほどの減、重点分野で1,700万円ほどの増を行うものでございます。

教育費で小学校費と中学校費で被災児童就学支援補助金ということでございますが、今回、家屋が全壊した、あるいは両親等がお亡くなりになった方々に新たに制度が創設されまして、学用品等が補助されるということで、児童については302人、生徒については231人がそれぞれ対象になります。

それから、16ページの中段でございますが、総務費管理費寄附金ということで、ふるさと納税と復興推進寄附金ということで計上させていただいております。ふるさと納税につきましては、11月30日現在で331件、3,028万4,000円、寄附をいただいております。現計予算が2,000万円でございますので、今後も見込みまして1,800万円計上させていただいております。それから、震災復興推進寄附金でございますが、こちらは10月25日現在でございますけれども、265件、1億9,775万1,000円ということでございまして、現計予算が9,291万8,000円でございますので、その額を今回追加計上させていただきました。

17ページでございますが、東日本大震災災害対策支援金ということで1億2,500万円、雑入として計上させていただきました。財団法人宮城県市町村振興協会からの寄附金ということで、災害救助費、あるいは庁舎備品等にこの額を充当させていただきたいと思っております。

それから、教育費雑入で888万円でございますが、スクールバス運行経費支援金ということで、ワールドビジョンから戸倉小学校、戸倉中学校のスクールバス運行経費として助成をいただいております。

続きまして歳入に入りますけれども、19ページでございます。

歳入で申し上げましたが、3月までの所要見込み額を積算いたしまして、増額あるいは減額ということで、一時的な整理予算として各款にわたって整理をさせていただいております。

20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。

5目の財産管理費の委託料として617万円減額でございますが、庁舎の設計業務、終了いた

しまして、その入札差金分を減額いたすものでございます。それから、敷地借上料ということとで343万円減額させていただきます。役場本庁舎分333万8,000円、小森地区の一部、倉庫用地として借りてございますが、これが9万9,000円でございますけれども、今回は地主と協議をいたしまして、23年度分を減額させていただいてございます。

中段の電子計算費でございますが、工事請負費として440万円。仮庁舎LAN工事ということでございまして、今回仮庁舎建設に伴います庁舎内のLAN工事の事業費でございます。

25節まちづくり推進費で1,800万円追加でございますけれども、先ほど申し上げましたふるさと納税寄附金をそのまま基金として計上するものでございます。

21ページでございますが、上段の負担金、補助で428万円減額でございますが、説明に記載のように、志津川駅業務運営費負担金減ということで、事業中止による減額でございます。

それから、その下の積立金1億480万円でございますが、震災復興基金として先ほどの額を積み立てさせていただきたいと思っております。

22ページ、23ページでございますが、上段の13節の委託料で1,200万円、東日本大震災追悼式委託料ということで、来年3月11日に震災1周年を迎えるわけでございますが、それに当たりまして追悼式を予定してございます。

それから、老人福祉費で2,700万円ほど減額してございますが、記載のように、敬老会の中止、あるいはねんりんピックの中止、そういったもので今回補正減にさせていただいております。

それから、23ページの下段でございますが、13節の委託料で1,612万円、保育所広域入所委託料ということで、4月から登米市に広域入所をお願いしてございますが、今後さらに10名ほど見込まれるということで、その不足分を計上させていただいております。

24ページ、25ページでございます。

24ページの上段でございますが、子育て拠点施設実施設計委託料ということで、地方債でも申し上げました、事業の中止に伴う委託料の減でございます。

それから、災害救助費でございますが、賃金の1,600万円の減でございますが、当初計上してございましたが、ほぼ災害救助費等の事業も確定してございますので、そういった調整をしながら1,600万円を減額するものでございます。特に遺体収容あるいは遺骨担当等の業務等も予定してございましたが、それらも済みましたので、減額させていただいております。

それから、需用費の2億9,760万円の減額でございますが、それぞれ消耗品から賄い材料費でございますけれども、避難所の閉鎖に伴いまして、精算の結果、2億9,700万円の減額とい



うことでございます。

それから、13節の委託料69億6,400万円ということで、東日本大震災に伴う廃棄物委託料ということで、主に県の委託料が主になろうかと思えます。

それから、15節の簡易防火水槽設置工事ということで1,200万円でございますが、応急仮設住宅へ丸形の水槽、20カ所設置する予定でございます。その20カ所分の設置工事費でございます。

25ページは特にございません。

26ページ、27ページでございますけれども、26ページの上段で工事請負で380万円減額でございますが、照明LED工事の減ということで、宮城環境交付金によりまして本年度予定してございましたが、震災の影響によりまして本事業を来年度24年度に行いたいということで、全額本年度減額するものでございます。

それから、衛生費でございますが、塵芥処理費とし尿処理費でそれぞれ減額でございます。震災によりましてごみの焼却量の減、あるいはまたし尿の収集量の減によりまして、今回それぞれ減額させていただいております。

それから、水道費1億2,000万円の企業会計の補助金でございますが、料金収入減によります分につきまして6,000万円、それから基準外補助といたしまして6,000万円、小森地区の上水道の移設によるものでございます。

28ページ、29ページでございますが、特に漁港建設費で総額で2億2,100万円の減でございますけれども、それぞれ記載のように、震災によりまして、主に工事請負で2億円ほどの減額をさせていただいております。

30ページ、31ページでございます。

6款の商工費、商工振興費、労働対策費でそれぞれ補助金あるいはシルバー人材センターの補助金等減額になってございますが、震災によりまして事業の中止等によります整理をさせていただいております。観光振興費の観光費補助金も同様の考えでございます。

32ページ、33ページでございますが、33ページ、消防費でございますけれども、広域の負担金6,130万円の増でございますが、消防職員の償じゅつ金、あるいは消防職員の時間外勤務手当の増によります今回の追加負担分でございます。

それから、その下の災害補償費負担金ということで1,430万円でございますが、今回の震災によりまして市町村非常勤消防団員補償報償組合の追加がございまして、その分の追加負担金でございます。

34ページ、35ページでございますが、34ページの消防施設費でございます。工事請負費で防火水槽等の減額、それから備品購入費のポンプ車等の減額ということで、震災によりまして事業ができなくなった箇所、あるいは見直し等によりまして、今回補正で整理をさせていただきました。

36ページ、37ページでございますが、36ページの中段で生涯学習課の設計委託料ということで300万円計上させていただいております。今回オーストラリア・ニュージーランド銀行から寄附金をいただきまして、5,300万円でございますが、その基金をもとに生涯学習館を建設させていただきたいということで、設計料300万円を計上させていただいております。

それから、37ページの最下段でございますが、公共土木災害復旧費負担金ということで4億4,000万円の追加でございますけれども、道路、河川、橋梁、約500カ所の災害査定を受けるための見込み経費でございます。約500カ所でございます。

38ページでございますが、上段の学校施設災害復旧費工事設計委託業務ということで1,000万円でございますが、5校でございます。志津川小、入谷小、伊里前小、志津川中、歌津中の災害復旧費の設計委託料でございます。

中段の備品購入費ということで3,000万円でございますが、庁舎建設に伴います、カウンター、机、いす、そういったものの備品購入を計上させていただいております。

以上で一般会計歳入歳出の細部説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） おはようございます。二、三点お伺いいたします。

まず歳入ですが、13ページ、町営住宅使用料であります。先般の災害で本町の町営住宅約400戸のうち260～270と記憶していますが、それぐらいが被災されたわけです。町営住宅に入っていて被災された方々の今後の集団移転対策事業の中身、公営住宅との関連で、復旧はどういうことになるのか、建て分けがどういうことになるのかです。かつての町営住宅ということで復旧を図るのか、それとも高台移転、集団移転の中での公営住宅という考え方になるのか。町と賃貸契約をして入っていた方々が一般の被災者としての高台移転の扱いになってしまうのか。その辺のところ、被災した町営住宅の復旧からの考え方をお聞かせください。

それから、歳出です。13節委託料、仮庁舎設計業務委託料でありますけれども、これに関連

しまして、新たにまた集会所あるいは交流施設ということで先般、臨時会において予算議決になったわけでありまして、先般の議会運営委員会におきまして今議会において追加提案するというようなお話がございました。今回追加提案なされるのかどうか、その辺のところですか。

それからもう1点、26ページの環境衛生費であります。合併浄化槽設置事業費補助金ということであります。これは多分、個人で下水道に加入しない方が自宅に浄化槽を設置する際の補助制度であります。これが今年度は、聞くところによりますと、満杯であるということがあります。当然だろうなということがありますけれども、来年度以降、自立再建の方々に対して、この制度をもっと有効に使えるように補助率のかさ上げ等、あるいは受け付け件数等をふやすということはできないものなのかどうか。補助金の兼ね合いがあると思うんですが、その辺の見通しをお聞かせください。

以上、3点です。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 集団移転との絡みもありますので、私の方から答えさせていただきます。

これまで町営住宅に入っていた方、被災を受けて住宅がないということで、今後災害公営住宅に入る選択肢と、例えば集団移転事業で改めて敷地を求めて家を自立で再建していくという選択肢になろうかと思えます。その辺は一般の方々と同じになろうかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅の集会所とか談話室でございますけれども、審査委員会を経て業者の方に見積もりの提示を求めたんですが、町内の業者、それから森林組合等の業者、こういったところが受注が難しいと。それから、プレハブ協会も、特に平成の森の業者につきまして受注がちょっと難しいということになりまして、この件につきましては現在、プレハブ協会の方に工事の受注についていろいろ調整をしております、町内の業者については、自分のやった仮設住宅については責任を持って工事をするということは決まっております、あとの4カ所についても、プレハブ協会の方でおおむね、やった業者が一応工事をやるような方向でありますけれども。ただ、平成の森の部分について、やれる業者というものがプレハブ協会の方からまだ指名されておりませんので、もう少し調整が必要かと思えます。今週あたりにそういうものが調整できるのではないかと思います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） 合併浄化槽の方、来年度以降のことということでございますが、今年度は現行の内示額1,600万円ほどでございますが、現在申請、これから見込みという基数が約46基ほど、終わった分も含めまして見込みがございます。その分での不足が871万8,000円ほどで、予定額としては2,672万4,000円ほどの予定額で、不足分を今回計上しているわけでございますが、震災によりまして、結構人槽の多い浄化槽の申請が多いことが一つの原因でございます。

それと、補助率のかさ上げでございますが、国費3分の1、県費6分の1、町費2分の1でございますが、それらも国、県の方に要望等をしたいと思っております。それで、合併浄化槽の場合は、予算額は5カ年継続の中で、今年度不足する分は次年度の事業費を本年度に回して事業をする予定で今進めているところでございます。

それから、件数の増でございますが、何せ予算もございますので、今後それらのことにつきまして県ともいろいろ協議していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 町営住宅の件でありますけれども、基本的に町として、かつて400戸の町営住宅を管理しておった、それが今回の震災によって流されて、その数というものは、一般高台住宅移転の中に組み込んでやるということになりますけれども、その公営住宅というものも、400戸の範囲で考えるのか。従来入っていた方々は、現在もできるならまた町営住宅の方にお世話になりたいという方も相当数あるわけです。基本的には、かつて私たちは町の住宅をお借りしていたんだから今後も多分町でつくって貸してくれるんだろうという考え方があるようであります。その辺のところ、400戸を復旧するという考え方なのか、ここからは自立で集団移転事業の方に加入して、自分であとは計画をしてください、想定をしてくださいということになるのかということなんです。

町営住宅に入っておられる方は、所得の基準もありますから、そういった方々が入っておるわけです。再び自立で高台移転に加入して、そこに行ってなかなか再建ということも難しいから再び町営住宅にお世話になりたいと。したがって、そういう方が町営住宅に行くのが多いわけです。そういった方々、いわゆる400戸の方々のうち200何十戸かが流されたわけです。その方々を、あなた方は、あと高台移転の方でやるんですから、それの方にはまってやってくださいという今の説明ですけれども、町営住宅の方とは今後は加入はまた別ですよということになりますと、かなりその方々にとってはきつい話なのかなと思うわけです。その辺の

ところをどういうふうにご考えておられるのかなと思ひまして。町営住宅に入つても、今後は従来のような低価格での入居は難しいのかなと思へるわけではす。その辺のところの価格差というものもありますし、入居者もかなりいろいろと苦慮して悩んでおるようでありますから、その辺のところをもう少し詳しくお話しください。

それから、平成の森と先ほど言ひましたけれども、先般、私もその実情を、悲鳴が聞こえるという言葉でお願いをしたわけではす。そのことによつて、一日千秋の思ひでお年寄りが、ますます寒くなつて、シートをびっしりかけて、30何人の方々が寄つて、ストーブをたいて暖をとつておる。ところが、「足が凍みてしまった」というお言葉なんです。とてもあそこにいられなくなつたという悲鳴がまさしく聞こえておるわけではす。今回の定例会で提案になるものかなと思つたら、今、課長、大変厳しいお話ですね。その原因は何なのか。なぜそれが早く、私から言へば本当は先月あたりにもうとつくに工事が始まるぐらいの段取りで話は来たはずなのに、延び延びになつて、年内に議決も得られないということになりますと、ことしの冬のことではないなという感じもしてくるわけではす。そうした原因がどこにあるのか、もう少し具体的に内容をお聞かせください。

それから、合併浄化槽、今年度、新しく自立再建しようということではす申し込んだら、もう満杯であつたと。お断りされたから来年度に組み入れてもらつて、来年家建てることにしたという人も現実にあるわけではす。しかも、課長言つとおり大型のものがふえて、予算の関係もあつて厳しい状況だということではす。来年度、新たに申し込んでさらにやりたいという方が今後ますますふえてくることは間違いないわけではす。その際に、予算が足りないから、あるいは数が多いからということになりますと、町民にとっての復興もまたおくれていくわけではす、そのことによつて。やっぱり当て込んでいますから、補助というものを。そのことを来年度、何とか予算を増額して、県の方にお願ひするなりして、幾らでも受け入れてもらえるような方向にご考えていただけないかということではす。

その幅の方も、補助額の方も、引き上げというのはできないものかと思ひます。できるだけ自立再建の皆さんは行政に迷惑をかけないで自分でやるという意気込みでありますから、その方々に対する補助制度というものは必ずしも私は満足するものはないなというふうにも考えますので、そうした面からも支援、補助するべきではなからうかなと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 現在、公営住宅、災害で流出した戸数が262戸ございます。これにつきましては、現在、防災集団移転とともに災害復興住宅の入居の希望アンケート調査をや

っております。公営住宅に入っていた方でも、引き続きまた公営住宅にも希望して入れますし、それから自分で土地を求めて家を建てたいということもできますので、そういうところでアンケート調査が出てきて、どれくらいの復興公営住宅が必要なのかということが出てきて、それに基づいて建設が進んでいくということになります。

それから、入居基準でございますけれども、今回の公営住宅につきましては、すべての公営住宅の入居基準、収入基準ですね、15万8,000円以下しか入れませんが、その収入基準と、あと家族要件、単身とか家族の規制がございますけれども、これはすべて緩和されておまして、災害で罹災した半壊以上の方につきましては入居が可能だということでございます。

もう1点、仮設住宅の集会所と談話室でございますけれども、実は業者の方も工事の数量が非常に小さいということで、特に地元の業者では資材を輸入して住宅を建設するという住宅の建て方になっております。なかなか少量のものをこれから輸入して、工期の問題と、やはり工事費用、それから大工さんの手配、こういった点から地元では現実的には難しいということです。地元業者です。

それから、県森林とヤマダイの方も新たに注文するような住宅になってしまって、それもコスト面と資材の面で大工の手配が難しいということで、地元の業者につきましては1カ所だけ、廻館だけですね、こちらの方はやっていただくような形になります。

それから、プレハブ協会でございますけれども、これは木造住宅とかを建てている住宅部会と、それから鉄骨でつくっている規格部会という二つの部会がありまして、規格部会で建てた4戸につきましてはプレハブ協会の方で実際の業者が責任を持つということになっておりますけれども、住宅部会で建てた平成の森、これは一条工務店で建てたわけなんですけれども、一条工務店の方ではどうしても資材の問題、大工さんの問題からできないという回答をもらってしまして、規格部会の方に、今度は鉄骨の方ですね、そういうところに今調整をしまして、それもここ二、三日の中である程度業者のめどがつくのではないかと、このように考えております。そういった理由で、議会の議決後、審査委員会を開いて、そういうふうな見積もりを出してもらって業者を決めていただきまして、それでいろいろ進めたんですけども、そういう理由でもう少し時間がかかるということなものですから、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） 議員さんおっしゃるとおり、支援するという意味で補助

率のアップということですがけれども、最初にうちの方で国、県の方に要望額を出すんですけども、内示額としては下回った内示額が来ているものですから、その内示額そのものが要望額100%になるように、国、県の方に働きかけたいと思っております。

それから、補助金額につきましては、各人槽ごとに補助金額が定まっておりますので、これにつきましては財政とも協議して検討したいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） プレハブ協会、先般、県の方からので来て、請け負った業者が防寒対策をしましたよね。その業者がやっぱり責任を持って、こういった関連事業もやっていただくのが現状としてはベストだろうなと思うんです、私も。例えば平成の森、今お話ありました一条工務店が工事を請け負ったわけですがけれども、来て現場で働いている方々は、秋田とか岩手とか、そういった業者が来て下請でやっているわけです。そういった方々を引き続きそのまま防寒対策の一環としてやるなら簡単にできるだろうなという感じがするわけです。その辺のところなぜできないのかということです。あれだけの戸数を手がけて、大きな事業をやった業者でありますから、プレハブ一つ持ってきてぼんと置くぐらいは何もそんな難しいことではなかろうと、我々素人からすると、そういう考えがします。一般のお年寄りの皆さんも、そう言っているんです。一條さんに電話してすぐプレハブ持ってきてもらって据えたら、何も面倒くさいことない、あとはプレハブあて一条に払えばいいんだものと、こういうふうな。役場の仕事というのは面倒くさいものだね、なんだかんだと理屈つけているうちに一冬過ぎてしまう、俺、足凍みてしまって、あしたまた病院に行かなくてならないというような悲鳴が聞こえるんです、課長。現実にはその辺、30人も40人もあそこの中にいるわけですから。その現実を行って見てください、総務課長、町長。そういう現実でありますから、よろしくをお願いします。

「よろしくをお願いします」という言葉はふさわしくないですね、本来ならばやっていただかなければならないことなんだ。お願いします。終わります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） おはようございます。

各款にあります中で印刷費なんです、印刷製本費になりますけれども、先般、新聞報道で、12月13日の新聞報道で、どうも我が町の印刷を発注している会社が、町長が経営している会社で、これが兼業に抵触しているのではないかというような記事が載りました。その新聞と言いますのは、青森のデーリー東北という新聞、岩手日報、秋田県の秋田魁新報、福島民報、

この4社の新聞に載ったんです。抵触しているのではないかというような内容の記事でありまして、他県の新聞に載って、なぜ宮城県の新聞に載らないのかなと非常に今不思議に思っております。新聞記者さん、どこかに行ってしまったのかなと、そんな感じではいるんですが。ほかの県の新聞が載せておる中で県内の新聞、特に河北新報なんかは全く触れてもいないということで、きょうも来ているのか来ていないのか、この話が出ると都合悪いから出てこなかったのかなと。

新聞の内容を見ますと、情報公開請求でその内容がわかったということで、多分、情報公開条例に基づいての申請があつて公開したものだと思ひます。どうなんですか。どういう内容の公開をしたのか。この新聞の記事が事実かどうなのかということをお我々議会としても調査と言ひますか、そういったものもわからなければなりませんので。町が発注している半数近くがこの1社に偏つてゐるということになりますと、町の兼業禁止ということで自治法の142条にうたわれてあります。業者の1年間の業務の半数、50%以上を請け負つたのでは兼業の禁止に抵触する。では、49%だったらば抵触しないのか。いや、そうではないんです、法の解釈になりますと。継続性、それから反復性、一番が公正性なんです。これが問われるんです、兼業の法律の解釈によりますと。

そこで、どういった公開、記事の内容から見ますと、2010年度あるいは2011年度の町が発注する業者への発注件数、あるいは発注額、あるいは入札の種類、随契なのか競争入札なのか、あるいはプロポーザルなのか、そういった入札方法さまざまあるんですが、その種類ごとの件数、割合というものも公開したのかなと、この記事の内容を見ますと。その辺、我々にも公開した内容を渡していただきたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 情報公開に関する質問でございますが、報道機関から、新聞社でございますけれども、22年度、23年度の町発注業務の印刷に関する情報公開がございました。件数で言えば780件ほどでございます。これを公開してございます。枚数で780枚。その中には、印刷額、業務の内容、受注先、そういったものが記載されてございまして、それを情報公開条例に基づいて請求がございましたので、過般、それらを公開してございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長、資料は出すの。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） これは情報公開条例に基づく請求でございますので、議会から請求がございまして、これについては公開することはできませんので、ご了承いただきたいと思ひます。



○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） これも質問の回数に入ってしまうんですけども、我々は今議案が出されているんです。これを可決するのか、あるいは否決するのか、そういった質疑の内容。その中で関連になるわけです。全く関係のない話ならだめなんです。印刷製本費という科目の中でのそういった話なんです。それをどうするかというときに審査する、調査するという中で、そういった問題が今起きているわけです。新聞に掲載されて、起きている。我々も、地方自治法に抵触するという大事件なんです。それを今問いただそうとしている中で、この新聞報道によると、先ほども言いましたように、公開条例の中で見て、そういう記事が載った、我々に対してもそれは知らせなければならない、それを一々、これから質問するに当たって資料を公開するのに、公開条例にのっとって申請書を出せと言うんですか。あり得ないでしょう、それは。これから質疑の内容を質問するときに資料が欲しいときに、情報公開条例で申請書を出して、それで出されたものによって我々はやるんですか。そんなことをしたら、会期、3カ月も4カ月もかかりますよ、3日、4日で終わるものを。そうじゃないですか。理屈に合わない、そんな話は。出たくないなら出たくない、はっきり言ってください。そんなことで通用すると思いますか、この議会が。「ああ、そうですか」とやめることができますか。

議長、どうです、私の言っていること、むちゃな話ですかね。だめですよ、そんな話。一々公開条例の申請出して、それに基づいて審議する。とんでもないですよ。ここは何ですか、この場所は。議場ですよ。議会ですよ。それ出して下さい、急いで。

とにかく、自治法に抵触しているんじゃないかということが新聞ざたになっているときに、議会が、ああそっちのことだということでは知らんぷりできますか。それをただすのが我々の仕事なんです。何のために我々議員をやっているんですか。大変なことですよ。

半額を超えなければ142条に抵触しないようですけども、新聞の内容を見ますと。そうじゃないんです。公正性を損なうおそれが高い場合、これは1987年の最高裁の判例でうたわれているんです。公正性を損なうおそれが高いとみなされた場合は、兼業に該当するとしている。額だけじゃないんです。反復性、それから継続性、一番が公正性ということになるんですから。公正性を問いただすには、町が発注した件数とか、あるいは中身とか、割合とか、そういったことをきちっと説明してもらわないと、これはなかなか前に進むことはできませんよ。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 議会になぜ報告できないのかということですが、情報公開条例に基づいて、個人の情報というのは制限されているわけですが。ここで特定の企業あるいは特定の個人のそういった個人情報を経営報告することによって、当然報道機関もおられますし傍聴者もおるわけですが、結局それは公開したことになるわけです。そうすると情報公開条例の趣旨に反する、趣旨に反するというより違反になりますので、そういう法で守られている部分については議会についてもなかなか報告できない。そういう趣旨はわかっただけではないでしょうか。非公開でもしやるのであれば場合によってはできるかもしれませんが、公開ではそれは今の情報公開条例では難しいと思います。

それから、兼業禁止規定でありますが、これはある企業が役場から会社の年収の5割以上請け負った場合に兼業禁止規定に該当するということがございまして、町が発注した額の5割をその企業が受注したということではございません。その企業の年収の半分以上が公共団体から請け負った場合には兼業禁止規定に該当するということがございますので。これは議員も同じでございまして。そういうことではございますので。改めて今確認をさせていただいたところでございますが、そういう自治法の規定でございまして。

そういうことで、個人でも企業でも同じなんですけど、個人情報を議会審議上必要だから公開してくれということではございますけれども、これはなかなか情報公開条例に基づいて、仮に公開した場合に、相手方から訴えがあれば、これは当然町がそういった意味では責を負うことになります。ということで、その辺の個人情報の取り扱いについては慎重にさせていただきたい。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 総務課長、142条についての50%以上、企業の業務の50%以上、これはわかっています。それでは、49%ならいいかと。そうではないんだね。それから、先ほども言いましたように、反復性、継続性、それから一番は公正性なんです。幾らであろうとも、公正性。これが今問題視されているんです。パーセントじゃないんです。その公正性が疑われている中ですから、随意契約とかプロポーザル、入札の種類さまざまありますけれども、どういう形態でやっているのかという質問なわけです。

個人情報の方でなかなか難しいですけども、訴えられて裁判になると困るというようなお話ですが、この新聞の記事を見ますと、その新聞社には出したんでしょう。公開したんでしょうか。新聞社に公開して、議会に公開は難しいという話ですか。新聞社には公開して裁判されたにならないで、議会の質問に答弁したのに裁判になるという心配しているんですか。お

かしいでしょう。そっちがいい、こっちがだめだという話じゃないんだから。皆同じなんです。我々の質問は町民の声です。町民の声。その辺の考え方を直していかないと、こういう違法性がいろいろと出てくるということです、根本は。根本はそこなんです。

とにかく、1987年の最高裁の判例、「半額を超えなくても公正性を損なうおそれが高いとみなされた場合は兼業に該当する」と言っているんです。法律違反だと言っているんです。法律違反。大変なことですよ、これ、今。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） ただいま厳しい内容の質問が出ているわけですので、新聞に出ているんだと、各県の、何県か挙げました。それが事実であるのかどうか、私どもわかりませんので、もしそういうデータがあれば全員に配布していただいて、それを根拠として質問をしなければ。私たち、本当なのかわかりませんので。今、三浦君の質問中であります。三浦君、恐らく納得しないでしょう。私たちも聞いていて納得いたしません。そういうことですので、そういうふうに取り計らいしていただきたい。三浦君にお願いして、もしその資料があるのであれば、配布していただきたい、こういうふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時07分 休憩

---

午前 11時25分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番三浦清人君、質疑はいいですか。今、質疑中、4番から動議が出ましたので。

○14番（三浦清人君） 質疑は……。議事進行。

私の質疑の中での内容、公開をした内容を提示してほしいと。ところが、当局は個人情報とか公開条例の法律の方に、それもうまくないと。それがどうなのかということ。本当にそれがうまくないことなのか、大丈夫なことなのか、これもまだわかっていないんでよね。これは執行部の話であって。私は出してくれと言っているんだし、そっちは引っかかるから出さないという問題になってくる場合、なかなか質問の継続はできないと私言っているわけですから、内容を見ないとですね。だから、その辺の議会としての、議長として、出してくれと。申請書を出してくれということになれば申請書を出して、見たいということになってくるんじゃないか。議事進行でやるんですけれども。その辺のところの解釈というか、何も執行部が語ったから間違いはないということは全くあり得ませんので。その辺の議長としての取り扱い

い方をお願いしたいわけです。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 印刷製本費の件でございますので、情報公開条例に基づいて請求できるのは、議員個人ではできません。議会としてはできませんので。議員個人か、会社でもできるんですが、もし議会として資料提出ということになれば100条委員会とかそういったものの設置が必要だと思います。情報公開条例は、そういうことで議員個人にはできますけれども、議会としてはできません。そういう条例の規定になってございますので。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほども申し上げましたけれども、予算書というものが出されて、これを審査というか質疑等々いろいろありますよね、これまでも。例えば、工事請負契約で落札した会社があったと。この工事の内容について、内容どうなんだと。その会社の事業は大丈夫なのかと。議会に議決を求める議案として出された場合、会社の中身は大丈夫なのかといったときに、一々申請書を出してその中身を何しなければだめだということになりませんか。それも公開上は難しいということになるのかどうか。これまではいろいろな資料などを出してきたでしょう、こちらが必要とする資料については。それは一々申請書を書いてもらっているわけではないですよ。だから、どの辺が情報公開条例の中身でいいのか、これ以上はだめだとかあるでしょうから、具体的な、私たちがわかるような、納得できるような内容というのがあれば出してください。議会が申請すればいいとか個人がいいとかの問題じゃない。議案の議決を要するに当たっての今質問ですから。そこを言っているんです。そういうのを一々中身について質問するのに資料がわからなければならないというときに、一々申請する必要があるんですか。議員というのは一体何なんですか。議会の権能とまでは言いませんけれども、議会に議案として出されたものに対しての審議というものは、それは何であろうが資料を出さなければならない。何であるというのは余り拡大解釈されると困るんだけど、関係のあるものですから、私は出すべきであると、そういうふうに思います。私の解釈ですけども。

何がひっかかって出せないのかということになると、当該法人から訴えられるとか何とかと先ほど出ましたけれども、ではこれをもらった会社、申請してもらって人は、それはなくて、議会だけが訴えられるんですか。その区分というのはどうなんですか。議会だったら訴えることができる、一般の法人だったら訴えることはできないとうたってあるんですか。その辺です。とにかく納得いくような説明をしてもらわないと。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回請求のあった報道機関は情報公開条例に基づいて開示請求がございましたので、うちの方とすれば、そういう条例に基づいて公開をさせていただいた。その中には、ご質問の会社の請け負った関係の書類もございまして、それ以外のすべての関係業者のそういった情報も含まれております。必要だという印刷会社だけではございまして、すべての印刷のそういった情報を公開していますから。

それで、私は議会ができないということではないんです。議員どなたでも情報公開条例に基づいて開示請求されれば、それは公開をさせていただきます。あと、公開した方がどのようにそれをお使いになるか、これは方に基ついて公開しているわけですから、あとは使い方がどうこうまでは私の方では、関係ないと言うとおかしいんですが、どのように使おうとよろしいですけども、情報公開を請求する場合の手続をまずもって踏んでいただきたいと、こういうこととございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私、先ほどの言い方が悪かったのかな。当該法人の中身がどうかということではなくて、町が発注した内容です。印刷会社は1社だけではないから。町が2010年度あるいは2011年度で、これまで何十軒かあるでしょう、発注した件数。その町が発注した発注内容をお知らせしてくれと。随契なのか、幾らなのか。それも公開条例に反していますか。私は反しないと思います。町が発注した会社に対しての、2010年度は何件発注して、この会社は何件請け負った、この会社は何件請け負った、その請け負った内容について、随意契約なのかプロポーザルなのか競争入札だったのかということの質問だったんです。それは別に問題ないでしょう、町が発注した内容をお知らせしてくれと言うんだから。それも公開条例に反していることになりますか。私たちはそれをチェックするのが仕事ですから。予算をとって執行している内容をチェックするのが我々の仕事ですから。それまで情報公開云々と言われると、何をチェックしていいか。チェックする範囲というのは定まってしまうと思います。私、先ほど来、そのことを言っているんです。個人の会社の内容とか貯金残高が幾らあるとか社長がだれだとか、そんなこと聞いてないんです。財産がどうか、そんなんじゃないんです。町が発注した内容をお知らせしてくれと言うんですから。議長、そういうことなんです。だから、何も問題ないと思います。私のしゃべり方が悪かったのかどうかね。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番(阿部 建君) 4社ぐらい、見ると、内容が同じなんです。今三浦君の質問は、町の印刷業務、何も佐藤印刷所ばかりでなくて、千葉印刷もあれば小宮山もあれば、仙台にもあるでしょう。いろいろな印刷関係、どのような形でそれぞれ契約、それは随契でやっているでしょう、金額も小さいから。その内容を議会が、だれもこれを出すなどと言っている人ないですよ、全員がそれを要求していると言っても過言ではありません。その中で、公金を支出したのに対して、監査委員がいますか、監査委員にお伺いします、監査委員の方でも出せませんか。出せるはずであります。それを出せなければ進まないと言っているから。それを出すようにしてください。議長、そういうふうに取り計らってください。

○議長(後藤清喜君) 総務課長。

○総務課長(佐藤徳憲君) 繰り返しになるんですが、では出せる根拠は何ですか。私、逆に聞きたいんです。情報公開条例というのは、請求に基づいて私どもが町で持っている情報を公開するわけですから。ですから、ある新聞社がそれを情報公開条例で入手した、それを請求しない方々にもお知らせしていいということ、これはできませんので。ですから、情報公開条例に基づいた、その会社がそれを情報提供していただきます、それはそれで私どもの知る場所ではないんですが、手続的にはどういった方法であろうと、情報公開条例に基づく請求でなければできませんので、その辺はご理解、ご理解というより、そういう条例の定めになっておりますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長(後藤清喜君) 総務課長、14番議員が言っているのは、情報公開に基づいてでなくて、町でその経過、それを公開できないかと。総務課長。

○総務課長(佐藤徳憲君) 発注の関係の内容でございませけれども、公正・公平に行われているのかということのある一面、そういう意味もございませますが、私どもは財務規則がございませるので、それに基づいて発注業務を行っております。ほとんど50万円未満でございませけれども、印刷業務は。これは財務規則の随意契約ということでやっております、2社以上の見積もりをいただいて、その中から安い方と契約すると。ただし、30万円未満については1社でもいいことになっておりますし、10万円未満は見積書を徴さなくてもいい、そういった規則でございませますが、公正ということのご質問の中では、そういった財務規則に基づいて公正・公平に印刷業務を行っております。

それから、22年度の印刷業務の総額は2,000万円ほどになりますけれども、その中のA社が幾ら、B社が幾らということをお聞きしたいということでございませますが、結果的には同じでございませるので、例えばA社、B社、名前を言えば、それは個人情報になりますので、その

部分は総額でA社が幾らだということについては公開することはできません。情報公開した報道機関は積み上げて佐藤印刷の部分は幾らということを書いていられるでしょうけれども、それはそれで情報公開の資料に基づいて報道した結果ですから、私どもはどうか言う必要はございません。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ここに資料いただきまして、判例があるんですけども、兼業の基準というのは半分以上を超えた場合と、そういう規定がある中で、ちょっと最高裁が出した判例に対してああだこうだ言うつもりはないんですけども、公平性を損なうというのは、私は別の問題だろうと思うんです。それは何に対しても公平性を損なえば、それは一つの罰とし受けるべきだと思いますが、半分以上を超えない範囲であればと、だれもがそういった認識で多分やってきていると思うんですけども、この辺の判断というのはどのようなものですかね。だれに聞いているのかわからないですけども。意見です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほどもお話ししたんですが、新聞報道で地方自治法に抵触しているのではないかというような記事の内容なわけです。それを我々が目にしたとき、「何、新聞のことだから」とか、「よそがそう思っているんだから、俺さえそう思わなければいいんだか」とか、「何も問題ないんじゃないか」とか、そういうわけにはいかないということなんです。議会として、議員としては。シロならシロ、いいんです。それをどのようにして我々がシロだ、問題ないんだということをただすために質問しているだけであって。そして、判断材料としてその資料を出してくれということであって、何も灰色をクロにしようとか、シロにしようという目的はないです。今世間ではこういう問題が問いただされているときに、議会としてそれを見逃すわけにはいかない。特に自治法に抵触しているということは大きな問題なんです。何もなければいいんです。そこを言っているんです。だから、先ほどから何度も言うように、情報公開条例の問題、問題がそっちの方に行ってしまうようだけれども。我々がそれを問いただすためにその資料が欲しいということであれば、私個人が申請を出してやらなければならないというのであれば、またさらに別の角度で持っていかなければならないし。

記事を見ると、近く住民が監査請求を行うと載っている。もう来ているんですか、監査請求。その辺はどうなっているのか。住民が監査請求を出すという問題まで発展している中で、議会が「何も問題ないんじゃないですか」「半分だからいいんじゃないですか」、そんな話はな

いでしょう、議員として。私はそう思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長、監査請求、違反しないような資料の提出というのはできない……。違反しないような。違反しない程度に資料の提出ができないかと。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 情報公開条例に抵触しないようにと言われますけれども、これはなかなか難しいです。難しいというより、できません。私、先ほど秘密会でもとおっしゃったんですが、秘密会でもこれはできませんので。それはそれなりに手続を踏んで情報を入手していただいて調査をしていただくというのが筋だと思います。議会ですからどうのこうのというわけには、私ども情報公開条例の担当部署としてはそれはできませんので、そういうふうに申し上げるしかありません。

○議長（後藤清喜君） 総務課長、予算審議の中で総枠予算出して、そういうので資料は出せないですか。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 22年度、23年度で780件公開しているんです、うちの方で。それを今仮に請求があっても、それはすぐにできませんので。だから、A社は幾ら、B社は幾らというのはできないんです。総枠では発注の印刷件数はわかります、額もわかりますけれども、その内訳がA社が何件、幾ら、B社が何件、幾らというのは、これはできません。積み上げ仮にしても、特定の業者の名前については情報公開条例に基づいて請求いただかなければ、議会審議に必要だからと言われても、これは私どもはお答えするわけにはいきません。

○議長（後藤清喜君） 総務課長、総枠で出せませんか。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 兼業禁止の5割というのはご理解いただいていますよね。その法人が総売り上げの50%を公共団体から受け取ると兼業禁止になる。町が発注した5割をその業者が請け負うということではございませんので。当然、うちの方は今2社、あるいは震災前は3社しか印刷業務の会社がございますので、町の印刷業務を受ける割合というのはそれぞれの業者も多いと思いますので。そういうことで、兼業禁止の根拠だけのご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 休憩中でいいですよ。

○議長（後藤清喜君） はい。

○14番（三浦清人君） わかっているんです。当該法人が年間の取り扱いをする業務量の50%を超えれば兼業だと。では、49%だったら兼業にならないか。そうじゃない。「ギョウセイ」という、我々議会の方々がよく読まれている「ギョウセイ」の中で、49%主として同一の行為



をするという内容なんです、判断。例えば49%だから本条に該当しないといた議論にはならないということなんです。先ほど来、50%、50%と言いますけれども、では49%ならいいのかというと、これもだめだと。要するに公正性・反復性、継続性、これを今法律では一番重要視しているんです。そこなんです。だから、パーセントは関係ないんです。契約する内容によって抵触するという法律になっているんです。

ここで私とあなた、法律の議論、裁判官でもなければ検事でもないものですからね。ただ、客観的な物の見方として、これはやはりそういった資料が必要だということですので。何もこだわることはないのかなという感じがするんです。いかがですかね。はっきりとシロならシロということが証明できればいいのであるから、それが基づく資料が欲しいということですから。先ほど言いましたが、灰色をクロにする目的でもシロにする目的でもないんですから。我々が今新聞報道でそういった自治法に抵触みたいな記事が載せられた場合、議会が黙ってられないでしょう。そこを問いたすのが我々の仕事なんです。町が予算をつけて、我々が議決した予算、公金、それがどのように執行されているのかということで問いただしているんですから。これ以上の我々の仕事はないです。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 兼業禁止の証明というのは、町で証明するわけではございません。受注者といいますか、町長とか議員とか町とかかわる方が、その会社の売上げの何割を受注したかというのはもちろん私どもはわかりませんので。（「……どのように分類して」の声あり）分類といいますと。（「……………あるいはA社、B社、C社」の声あり）A社、B社、C社はお答えできません。22、23、入札での印刷はございませんので。すべて随契です。780件。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 議員おっしゃるのもわからないわけではないんですけれども、先ほどから総務課長が説明しているように、我々は自治法の規定の中で兼職禁止規定を十分承知の上で、あとはそれは受注する側の問題でございますし、今回情報公開した社がどういう形で疑問視したのか、私記事を読んでいませんからわかりませんが、仮に兼業禁止の疑義みたいな話があっても、要するに先ほどから三浦議員のお話を聞いていると公平性の問題だろうと思うんです。継続性、公平性の問題であったとしても、議会がそこで兼業禁止という判断できますか。いわゆる司法判断だと思うんです、あとは。いずれもしかするとそこに、先ほどの話を聞いていると住民監査請求が起きるやに書いてありますけれども、それはそれ

でまたその手続がなされれば監査委員を通して一定の見解が出てくるでしょうし、あとは司法判断だろうと思うんです。

先ほどから資料の提出でやりとりしてはいますが、情報公開条例の制度上の問題もありまして、例えば700何件、業者名については個人情報に係りますから一つ一つについて契約内容がどういう手続とったのかということについては、そこまでは出せないという部分はないと思いますけれども、ただなかなかそれをこれからすぐ出せと、議案を今審議するのに絶対必要なので、それが出ないとなかなかという話をされますと、時間のかかる話になりますので、その範囲内であれば出せない・出せるという話とは別枠で考えてもいいのかなという感じで私も聞いておったんですけれども。

一つ一つの契約がどういう手続でなったのかを知りたいということによろしいんですか。例えば随意契約で、何社見積もりとか。それをやるのに、700何十軒なので、伝票一つ一つ、契約書一つ一つ全部掘り起こさなければならぬので時間を要するという事だろうと思うんです。そこを理解していただかなければならないと思うんです。今ご提案させていただいている補正予算の審議と直接絡むんだという三浦議員のお話のようですけれども、そこはひとつ議員さん方でご検討いただいて。時間はかかりますけれども、出せないことはないと思います、その範囲内であれば。

それから、兼業禁止というのは、それは多分、私どもで持っていない情報も含めてそれを発信した報道機関が、いろいろ取材をした中でまとめられて、なおかつ公平性とかについて疑問なり疑念を持ったということだろうと思いますけれども、それも情報公開した書類の中からそういう疑問を感じたという記事だと今お話しされていますけれども、私どもからすればすべて、総務課長お話ししたように財務規則なり自治法の施行令に沿った形で手続とっておりますので、公平性は十分確保されているという認識には一切変わりございません。それに対してどなたがどういう考え方を持つかについては、これはそれぞれの立場での考え方なんだろうと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 副町長、そのとおり、ここで法律をお互いに正しい、正しくないという判断をするつもりもないし。要は、ある報道機関、あるいは情報機関に出したと、公開条例の申請があつて、出したと。出したということは、あるわけだ。事実があるし、内容もあるわけですから。その判断に基づいて、これは公平性あるいは継続性等々ということで、50%にならなくても地方自治法142条に抵触するのではないかというようなニュアンスの記事が載

ったと。東北4件、先ほど言いました、宮城県の新聞だけ載らないんだけど。それを見たときに、我々議会としてやはり問いたださなければならないという立場になるわけです。新聞でそういう報道がなされたということは。だから、それをシロならシロという根拠があるんでしょから、皆さんが言われたように、それをわかりやすく我々にも示してくれということだけなのであって、何にも問題はないんじゃないかと思うんです、シロなんだから、皆さんが言われるとおり。我々はこういうことのためにシロですよ。それは新聞の方で勝手にそう思って書いたんでしょとなるかもしれないし。だから、シロだということを我々が納得すれば、それでいいだけのこと。シロを納得するには、その資料を欲しいということなんです。何ら問題でないような感じもするんですが。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 言わんとすることはわかるんですけども、例えばこういう議論をずっとやりとりして、どうなんでしょう、資料がなければ公平性というものを確保できないというご判断はなかなかむずかしいんでしょうか。私どもはこういう形でやっていると、だからあとは住民監査請求とかそういう形じゃないと、なかなか……。だって、すべての議案そうなんですけれども、説明してもお互いそれぞれの立場の違いで物の考え方が違ったりするのは、これは健全だろうと思うので、それぞれの立場の考え方なんですけれども、そこまでなかなか……。私どもはこういう形でやっていますということで説明を申し上げますので。

ですから、これ以上しても何なので、時間相当ちょうだいしないと700数十軒というお話のようですから、これを一つ一つ並べかえて、それをこれは随契、これは何々と、そういうところまで、今三浦議員が判断をしたい部分に属する資料を整理するには、ちょっと時間がかかるということについてはご理解いただけますか。出さないと言っていないんですから。そういうことであれば資料として、議会との関係ですから、出せる範囲内の範疇だろうというふうには認識してございますので。よく議会の1年間の工事の発注量どうだったんだとか、そういうものと同じたぐいだと考えれば、そこはそれで構わないと思いますけれども。ただし、個人情報にかかわる部分は除きながらも。例えば印刷業務に係る年間780件に係る印刷の手続がどのような手続で一つ一つなされてきたのかがわかれば、多分その公平性が、どこに対してでなくて、印刷業務の発注という業務全体としてこういう公平手続をとってきたんだということがご理解いただければ結構なんだろうと思うんですけども、そういうことでよろしいですね。特定の業者がどれだけで、それが会社の全体の年間の業務量のどれぐ

らいなのかまでは当方だって把握しているわけではございませんので。

では、繰り返しますけれども、相当時間いただかないとその分の整理は難しいと思います。

○議長（後藤清喜君） 休憩中の休憩ですが、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時02分 休憩

---

午後2時08分 再開

○議長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 二、三点伺いをいたします。

13ページの総務使用料、町営住宅の使用料が減額されているわけですが、これは災害のためにその住宅に入れなかったということでしょうか、町営住宅に入っている方々、未収金もかなりあると思いますが、今後それらを回収できるのかどうか、その辺、どういう考えを当局として持っているか。

それから、今回の主な補正は14ページの1節、66億9,400万円という廃棄物処理事業費の補助金であります。これは、これから今年度中に廃棄物の処理に使おうとするのか、年を越えることになるのか。今年度中ということになれば、とんでもない仕事量になるし、また物理的には果たしてこれだけの事業消化ができるのか。ざっと計算しても1日七、八千万円ぐらいずつ消化していかないと年度中に終わらないのかなと思いますが、これらの内容についてどのような内容のものか、伺いをいたします。

それから、浄化槽、26ページになりますけれども、歳出の19節負担金ですが、870万円。これが年度内に、先ほども説明したようですけれども、ちょっと聞き逃した点もありますので、担当課長より、今申し込みが殺到して、当初の見込みと今回の災害のため、内容がどのように変化されたのか。年内にどの程度くらい、これはそれぞれ高台、個人で建てる方々でしょうが、どのような形になったのか。

4点です。答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 津波で262戸が流出してございまして、その後、残った住宅につきましては、もう一度、収入調査を今年度実施いたしまして、それでもって家賃をまた決定してございます。それで、過年度分の未収金ということなんです、これ滞納繰越も含めます

と1,197万8,622円という額になっております。それから、駐車場の未収金につきましても133万1,200円ということで、現在、総額についてはこういうふうに出ているんですが、各個人ごとにつきましてはデータそのものがすべて流出してしまったものですから、個別にそれぞれお話し合いをしながら未収金の回収、こういったところに取り組んでいるところでございますので、今後、この辺につきましてはちょっと時間がかかるかもしれませんが、回収に向けてやっていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、災害廃棄物処理事業費の関係についてお答えいたします。

まず、今回計上させていただきましたこの事業費でございますが、11月初めに県の分と町の事業を合わせまして国の方に事業費の報告を行っております。今回その事業報告の金額を計上したわけでございますが、国の方では、この報告の金額をもとに概算の補助金の交付をする、そういう手続をとるようになっておりまして、町の事業の分につきましては、もう既に概算交付が決定になりまして、町の補助金が入っております。しかし、県の事業の部分がまだ、1月に査定がありまして、その後に国の方から補助金の概算交付があるということでございます。今回、それを含めた金額で歳入歳出ともに計上したわけでございます。

議員がおっしゃいますとおり、今ここまで来て、今年度中にこの事業のすべて予定どおり終わるかという、恐らく終了できないと思います。特に県の事業につきましては2次仮置き場での処理をすることを前提とした形での事業費を計上しておる関係で、どうしても今回事業の方がおくれれてしまいましたので、その部分については年度末精算で剰余金につきましては一たん国の方に返還する、そういう形になります。あと、平成24年度分につきましては、また改めて事業費を算定して、そこでまた申請を行う、そういうことで、24年度、25年度までこのような形での補助事業が継続する、そういうことになります。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） 合併浄化槽の方の関係でございますが、先ほどもお説明いたしましたが、今年度の内示額が1,800万円ほどでしたが、現在決定済み、あと申請中とかを含めると、46基の見込みでございます。その見込額が約2,670万円ほどなんですが、その分を今回補正するわけでございます。それで、補助事業なものですから、工事は年度内の完成ということで業者の方には説明しております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番(阿部 建君) 町営住宅につきましては、ただいま説明をいただきましたが、説明したように果たしていくのか心配する面がありますが、できるだけいただくものはいただかなければ財政が厳しいわけですので、努力していただきたい。

それから、瓦れき撤去、今の説明ですと、もちろん終わらないでしょう。建設課の方にも関連するわけですが、どうも町でも県でも仕事を発注すると、契約する相手方がなくなってきた。請け負っても、とても責任持って仕事が完成することができないということなんでしょう。それは、労働者も少ないし、その割に仕事量が多過ぎるという原因でしょう、これはますます今後深刻になってくるのかなと心配をしているところですが。それらに関連いたしまして、地震で各箇所、道路網が随分、割れたりひび割れして崩れたりしている箇所がありますが、それらは全然、歌津地区等、ほとんどと言っていいくらい手つかずの状態があります。それは、やろうとしているのか、発注したのか。わからなければわからないはずなんです、私はどういう内容になっているのか。今もう7カ月になろうとしているのに、まだ手つかず。これも業者が不足のためにできないものか、どのような考えでいるのか、その辺を伺いをしたいと思います。

戻って、一つ新たに、先ほど質問するのを逃したので聞きますが、敷地料、歳入で減額をなさっております。300何万円。本庁で支払いをする、借上げをされている敷地料は、とんでもない年間の金額になっているわけですが、この300何万円、14節、343万7,000円、これはどこの箇所なのか。もっと減額されるんじゃないかと思うわけですが、どの箇所か。あとは使わなくても、津波で流されても、敷地料は払うものでしょうか。例えば本庁舎。その辺。それらはどういうふうになっているか。私は過般も指摘した記憶があります。そのときの説明では、今後話し合いをしてとか、どうかこうとかという説明がありましたが、払わないというような姿勢で臨んだのか。払わないと言えば失礼ですが、どのような話し合いをしたのか。すべてが減額されたのか、何%ぐらいできて、どの分を減額したのか、それらを伺いたい。

それから、浄化槽の問題につきましては、今後、年内中にそれが果たして消化できるのかなと心配しているわけです。今私も町内を歩いていると、さっぱり大工さん来ないんだと。そして、どこに行っても大工さんが不足でどうにもならない状態になってきています、今。そのような中で、繰り越しなんかもこれできるのかどうか。年内にやってください、年度分だからといって話しても、できないものかなり出てくると思います。それらできないから、あと補助あげませんということになるんでしょうか。まさか家も建てないのに浄化槽ばかり

先につくるというわけにもいかないでしょうから。その辺がどういう対応をしようとしているのか。絶対に全部消化できるという自信と確信があるのかどうか。

それら3点、再度伺いをします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 道路関係でございますけれども、現在、災害査定が行われておりまして、その災害査定の対象箇所というのが500カ所くらい今あります。それで、現在の進捗状況なんですけれども、まだ66カ所しか査定がなされてございません。また今週も来週も入るんですけれども、年内中に入っても200カ所くらいということになります。それで、今舗装がはがれたり、いろいろな状態で道が大変悪くなっております。町の方といたしましては、まず穴埋め程度でもってとりあえず対処しているというのが現実でございます、これをすべて町の単独費用で直していくというのはなかなか難しいと思いますので、災害査定の内示を待って本復旧、こういったところをしっかりとさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） すみません、前後しますが、合併浄化槽の関係でございますが、申請時点で年度内完成ということを確認するわけです。協議事項でございますので。その確認ができなければ、うちの方では受け付けしませんので。その点、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 20ページの敷地借上料の減額でございますけれども、役場庁舎分333万8,000円の減額、それから小森倉庫で9万9,000円の減額ということで、この2件分の減額でございます、用地権者にお話をして了解をいただきましたので、本年度分、22年度分の全額を解約すると、こういった内容でございます。

そのほか、総務課におきましては総合支所分、あるいは歌津駅前分とございますけれども、正直、まだ当該地権者と交渉をしてございません。こういう大きな震災がございまして、そういった想定した契約書でないものですから、お話し合いをしながら決めていきたいと思うんですけれども、それぞれ地権者の方々にもご不幸があったり、そういった方がいますので、機械的に即そういった交渉というのはなかなか難しい面もございまして、そういったことで少し延びているということでございます。

そのほか、公共施設で被災があった箇所、相当あるわけでございますけれども、それぞれ各

課、所管の部分については各課で地権者と交渉いただくようにしてございますけれども、基本的にはコンクリート基礎等が残っている部分については借りている期間に含めなくてはならないものだというふうに考えています。契約書では原状復帰というのが明記されておりますので、そういったものが済んだところから随時、契約の解除をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 私は歳出の方からお願いしたいんですが、いいですか。

○議長（後藤清喜君） ページ数をお示しの上。

○5番（山内昇一君） ページ24ページ、15節の工事請負費、簡易防火水槽設置工事。そういったことで、今回応急仮設住宅がかなりそっちこっち、町外にも設置されていますが、先ほどの説明では、防火水槽みたいなものを設置するようなことをお話ししましたが、その辺、もうちょっと詳しくご説明いただければと思います。

それから、30ページの商工振興費、19節の負担金、補助及び交付金というところ、商工物産振興対策事業補助金、いわゆる商店街のにぎわいづくり戦略事業の補助金ということなんです。今回、町が壊滅的になりまして、そういったところでにぎわいがなくなっていますから、この辺ももうちょっとご説明できればと思います。

それからもう一つは、37ページの災害復旧ということで、今回僚議員がお話しいただきましたが、その中で、今回町単独ではできないということはもちろん私たちもわかりますが、何せ相当数、500カ所にも及ぶ災害復旧ということで、かなり期待はしているんですが、公共土木にあって、500カ所の場所が指定されて、私たちわからないわけなんです。すぐにわかる必要もないんでしょうけれども、重要なところをもしわかりましたら教えていただきたいと思えます。その辺、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 1点目の簡易防火水槽の関係でございますけれども、町内58団地の仮設住宅がございますけれども、消防署と当課の方で現地を確認して、水利の不便なところが20カ所ございました。この20カ所に簡易型の防火水槽を設置いたしますけれども、構造が塩化ビニール製になろうかと思えます。水量が10トンということで、ふたをつけて安全面も配慮した形で考えてございます。当面、20カ所の設置の設置をしたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 30ページの商工振興費の中で、まず商工物産振興対策事業補助



金の関係でございますが、これは商工会、あるいは物産振興団体とかいろいろところで特産品を販売したり、町外に出かけて行って町の特産品をアピールするためのいろいろな活動をしておりますが、そういうときに補助金を出しておりましたが、今年度はそれがなかなかできかねるということで、この分の補助金を減額いたしました。

それから、その次の商店街にぎわいづくり戦略事業の補助金に関しましては、これは大漁市ですとかシロウオまつり、それから寒ダラまつりとか、こういうイベントの際の補助金を見込んでおりましたが、今年度はこれはできかねるということで今回減額させていただきました。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 災害の重要な部分ということなんですけれども、全域にわたって地盤が浸水域については1メートル下がってございますので、例えば幹線の道路とか、支線もそうなんですけれども、そういったもののかさ上げ、それからそれに通じる橋梁、こういったもののかさ上げ、かけかえになるんですけれども、特に市街地については復興計画とはかわりありますけれども、1メートルかさ上げした内容で道路、河川、それから橋、こういったもので現在災害査定を受けているような状況です。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。

1番ですが、20カ所、10トンの水槽ということのようなんです、私考えてみると、防火水槽という考えでしょうけれども、その自治体の中でそういったものを置くスペース、当然あるから設置するんでしょうけれども、私も行って見て、駐車スペースも少ないし、それから冬場、凍結するとかそういったことも心配です。そういったことはクリアしているんでしょうけれども、もろもろのそういう心配事はつきまとうんですが、そういったことはないんでしょうか。

それから、プレハブ住宅ですから、今回自治体とか区長さんを通して、万が一の災害、あつてはいけないことなんです、そういったことがあった場合に、いわゆる非常時の初期体制、そういったことを皆さんにお話しといいますか、そういった体制をとられているのか。自治体制といいますか、そういったことがされているのかどうか。長屋といいますか、集落がまとまっているので、冬になると暖房器具を使うわけですから、火災が一番危険なわけです。そういったことで、防火に対する対策ということが一番重要なことだと思いますので、中に入っている方は本当に万が一のときは大変ですから、そういったことで対策には万全を期し

ていただきたいと思いますが、そういったことで地域の支障ということはなかったんでしょうか。

それから、2点目なんですが、商工会の関係、イベントなんかをやるということはいいいことなんですが、商店のにぎわいづくりということで、今回伊里前商店街でもオープンしました。それから志津川町の方でも今準備を着々としているようでございます。そういった中で、クリスマス、あるいは忘年会とか、昨年ぐらいまでだったらいろいろなイベントも歳末の商店の売り出し等もあったわけです。今はないわけで、そういったことでは、やっぱりにぎわいづくりが必要です。夕方から夜にかけると全く真っ暗で、本当に危険といいますか危ないといいますか、そういったことでなかなか復興が進まないように思いますが、やっぱり商店の明かりがあれば、復興の励みになって、大きな力になるような感じですので、ぜひイベントでも商店づくりでも予算をできるだけ出していただけてやっていただければいいと思いますし、当時寒ダラまつりなんかもあったんですが、そういったことも今回はやるのかどうか、その辺もお願いしたいと思います。

あと3点目なんですが、災害復旧ということで各種災害復旧をやっていただくんですが、4億4,000万円、そういった膨大な事業費なんですが、一度にこれだけの事業をやるということは大変至難なわけなんですが、どこの地域も皆さん今回被害に遭われたということで、これらは地元の要望も含めてやっていただければと思いますので、この辺はよくよくまたお話ししたいと思いますので、ここはいいと思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） まず、防火水槽設置のご心配という形でございますけれども、基本的に10トンクラスなので、地上に設置しますけれども大きいものではございませんので、その問題はなかろうかと思えます。ただ、冬期間、結構むき出しという状態で外部に設置なので、凍結のおそれがございます。それについては消防署の方で定期巡回をしながら凍結の防止を図っていくといったことで助成してまいりたいと考えております。

それから、仮設住宅、特に初期体制とか防火の啓蒙の部分だと思えますけれども、これについても、防火査察等を重点的に行っていただくということで消防署と打ち合わせをいたしておりますし、特に登米地域の仮設住宅につきましても登米市の消防の方に公文書で申し入れをいたしております、防火の講演会とか訓練、この程度の問題をクリアできるようにということできちんとした対応はしているということでございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 商工振興費の方の商店街にぎわい関係ですけれども、議員がご指摘のとおり、特に日も短い中で商店街が明るいのが一番望ましいところですが、なかなか現状ではそうまいませんで、お話のありました伊里前商店街はこの間オープンいたしまして、NPOの協力でもってクリスマスのイルミネーションを飾ったり、ああいうことが少しずつ、徐々にですけれども、復活していければ、それにこしたことはないなと私どももそれに期待している状態でございます。

仮設商店街の設置に関しましては、NPOだとか、設置経費につきましてはそちらの方からの援助をいただきながらやっている、そういう状況でございます、今後それらが充実してくれば、少しずつにぎやかにいけるのかなとは考えております。

それから、具体的にお話の出ました伊里前地区のシロウオまつり、ことはできかねました。それから、これから季節を迎えますけれども、寒ダラまつりに関しましても、現在こういう市街地の状況なものですから、とてもやれないということで、今回はこの補助金に関しましてはそれら、もう一つ、大漁市、この三つの事業に関しての補助金を予定しておりましたので、今回はこの補助金を事業ができないということで減額させていただく、そういう内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 先ほどの防火水槽なんです、水槽となると、ポンプとか消防装置とかそういったものも必要なんです、その前に消火器のような手軽なもので皆さんが扱いやすいものが考えられなかったのか。あるいは、前から設置してあるのかどうか、その辺、1点お聞きしたいと思います。

あと、町の方、町外で仮設を持っている方はもちろんやむを得ないんですが、町内にいる人は、地元の町に商店がなければ、私を初め、迫とか登米市とか石巻とか、そういった町に買い物とかに出かけることになりまして、地元での商店街の復興もおくれると思います。1円の復興といいますか、そういったことで、わずかなお金でも地元の商店に還元できるような商店づくり、そういったことでにぎわいづくりを早目にやってもらえればと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 消火器につきましては、仮設住宅毎戸に基本的に配布されているということなので、初期消火については基本的には問題ないと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 何点かお願いしたいと思います。

まず、前者に重なるかと思いますが、簡易防火水槽、これは仮設に設置すると。これはわかりました。これから火災が多く発生するような時期にも入るわけですが、従来の防火用水が設置されていたところ、それと消火栓、これが津波によって大分破損されたところがあるかと思いますが、この辺の今後の対応というものをお聞かせください。

それから、25ページの22節、2次避難所の施設原状復旧補助金、これはどういうものなのか。これを1点。

それから、27ページの19節の負担金、これは関連するわけですが、いろいろなところに避難、あるいは倉庫、いろいろなものを修理して入っている方もあるわけですが。さらには、個々にも新しい家を建てるという計画も大分進んでいる方もおるわけですが、水道が従来は本管が低いところにあったわけです。これが皆、高いところに移転し始まっている、また予定がこれから立つわけなんです、今後の水道の設置計画といいますか、本管の埋設計画といいますか、この辺の計画をお聞かせ願いたいと思います。

それから、34ページの18節の備品購入でございますが、消防ポンプ積載車、これが減額になっているわけなんです、これも津波で相当被災して大分減っているんじゃないかと思いますが、これから火災に対する対応が十分できるのかできないのか、その辺、1点。

それから、38ページの13節の委託料です。先ほど説明受けたので5校を復旧するという事なのでございますが、これ以外の名足小学校、大分1階の方が被災されまして、伊里前小学校の方に間借りしているわけですが、今後の見通し、先般、若干説明もあったようございますが、名足小学校についてのこれからの再開の見通し、つけば、大体いつごろからやれるのか、それまでの間の修復の計画とか、そういうものがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） まず、1点目の防火水槽と消防水利の今後の対応ということでございますけれども、津波によって市街地、沿岸域、壊滅いたしまして、あわせて施設としても防火水槽が破損している箇所もございます。今後、復興計画に基づいて高台の移転という形で市街地あるいは集落の形成がなされていくと思いますので、その計画の進行に合わせて必要な水利を確保していくというのが基本的な考えでございます。

消火栓につきましても、水道のきちんとした埋設の工事が進めば、それに合わせて消火栓の設置をやっていききたいというふうには考えてございます。

それから、3点目の消防ポンプの備品購入の関係でございますけれども、今回全部で56台あるポンプ車等のうち23台被災したわけでございます。本年度に入りまして日本消防協会等からの寄贈も受けまして、7台一応支給するという事で配置いたしておりますけれども、先週の金曜日の火災の際に防災無線で出動を促しましたところ、全部で17個班、100名以上の団員が出動したということで、基本的に町長の一般質問でもご答弁申し上げておりますけれども大きく志津川地区と歌津地区の2地区に分けて出動していただくということもありまして、今回は旧志津川地区の消防団の出動を促したわけでございますけれども、対応としては十分だったというふうにも考えております。

ただいま回、一応事業計画として落としておりますけれども、今後新たな消防団の再配置等も出てまいりますので、その計画の進行とあわせましてポンプ車等の買い換え等も進めていかなければいけないのではないかとこのふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 25ページの2次避難所の施設原状復旧補償費ということでございますが、これは2次避難所に指定いたしました町内の民宿等の原状復旧に係る補償費ということでお支払いをするものでございます。例えば、畳の表がえ、壁紙の張りかえ、ふすま等の張りかえ、そういったものが入っております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） 水道事業の今後の計画でございますが、現在、町の復興計画に基づきまして各地区の防災、被災した地区を検討、全体的な水道の復興計画を現在検討しているところでございます。ほとんどすべてが高台移転ということでございますので、高さによっては現状では水の供給が満たされないところもございまして、それらにつきましては配水池を整備したり、それから管網を整備したりするという事で、現在それらについて検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 名足小学校の今後の復旧の見通しなんですけれども、先日もお話ししておりますけれども、いずれ津波浸水の被害ということで移転新築か原状復旧かという二つの選択肢で検討しているところでございまして、どちらの手法をとるかについては、地域の方々、ご父兄の方々のご意見も参考にしながら決めたいというお話もしましたが、実は12月6日に名足小のPTAの方々と一緒に懇談の場を設けております。その際にそういったご提案をさせていただいて、その後にPTAの方から、学校長を通しての話なんです

すけれども、PTAとしては原状復旧をしてもらいたいという意見に大方まとまってあるという情報を学校長を通して得ておりますので、その辺も踏まえて検討していきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） まず1点目なんですけど、いろいろこれから復興事業が入ってくる、現在も進んでいると思いますが、復興事業に合わせてというよりは、今必要としている、緊急に備えなければならないところもあるかと思えますので。火災はいつ起きるかわからない、災害はいつ起きるかわからないので、それ相当の対応をするべきだと思えますので、慎重に進めてもらいたいなど、そう思えます。

それから、消防車についても同じことです。どんな火災が起きるかわからないので、防災に万全ということはないと思えますので、そのように緊張感を持ってやっていただきたいと、そう思えます。

それから、2次避難所、これは町内だけなんですか。どういうわけで町内だけ。恐らく、いろいろな方が入って、いろいろな方が汚したり傷めたりしたその後を直すのだろうけれども、どういうわけで町内だけなのか、そこを後でお聞きしたいと思えます。

それから、水道ですが、現に震災後から大分水のことで不自由している方々があるようでございます。できるだけ早くそこへ水を引いていただきたい。これは大分前から願っている方があるようでございます。所長も大変だろうとは思いますが、早く来ることを望んでいるようでございますので、早く進めてもらいたいと思えます。

それから、学校でございますが、あのような状態を見ますと大分被災されていて、使えないのかなと当初思ったんですが、いろいろなことで学校に入ってみますと、ある程度といいですか、我々素人の目から見た場合に、これを壊すのはもったいないな、やはり使うべきだというような感じがしてきました。まして、今説明があったように、父兄の方々はそれを大分望んでいるようでございますので、そういう方向で進めて、一日も早く教育環境を整えていただきたいなど、そう思えます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 特に消防水利につきましては、現に被災していない地域でまだ必要数があるといった地域要望がございます。実は今回、工事請負費で防火水槽については一応550万円減額いたしておりますけれども、年度内完成ということで今1基、工事施工中の箇所がございます。葎の浜地域でございますけれども。そういった面もございまして、今

後とも消防団の幹部等とも協議しながら、必要な水利の確保を図ってまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 2次避難所の費用につきましては、大崎市では大崎市で、登米市では登米市が請求をすることになっておりますので、町内の分だけということで南三陸町の分は南三陸町が請求するということになっております。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） 震災後からというお話でございましたので、現地調査をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 何点かお聞きします。

まず、23ページ、民生費の保育所のところなんですけど、先ほどの説明で登米市に20名ほど今回予算されたようです。登米市の方にお世話になる、そちらの方に行くということでお話がありました。志津川保育所の現状なんですけど、私も調べてみたら、かなりの人数、120人ぐらい、もう保育されているようです。特に1歳児、2歳児、かなり子供たちがふえているということで大変だなと思って見てきたんですが、保育士、パートも含めて、志津川保育所だけではないんですが、どれぐらいの人数がいるのか、そのうちパートは何名なのか、その辺教えていただきたいと思います。

それから、22ページの老人福祉費のところは何いたいんですが、先般も私、デイサービスをなかなか受けられなくて今どういうふうになっているんだということで質問しましたけれども、先日アンケートがありましたね、不活化というか、どういう生活をしているんだということでアンケートがあったんですが、その辺の結果を教えてくださいたいと思います。

それから、36ページの教育費の中で13節のところ生涯学習館設計委託料というのがあります。先ほどの説明ですとオーストラリアとニュージーランドから5,300万円ほど寄附されたということで、基金に基づいてやるということなんですけど、具体的にはどういうことなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目の保育所の保育士、それから臨時の保育士の数でございまして、手元に資料がございませんので、後刻報告いたしたいと思います。

それから、2点目のデイサービスの関係でお話がありました。生活不活発病のアンケートだと思われまして。これにつきましては、まだ結果は出ておりませんが、途中経過ということで

報告をいただいておりますのは、65歳以上の高齢者の方の約4割が生活不活発傾向にあるということが今のところ途中経過ということで報告を受けております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 生涯学習館ということで、これはオーストラリアにつきましては、震災当初よりギラード首相とか救助隊ということでつながりがあったんですが、そういう中でオーストラリア・ニュージーランド銀行の方から、子供たちの、特に学習環境が非常に悪くて、ゆっくり読書できるような場所とか、それから会議室とか研修室とか図書室とか、そういう生涯学習施設を支援したいという話がありまして、それで今回設計料をとったんですが、具体的には、ベイサイドアリーナのトレーニングルーム、今トレーラーハウス等を置いて図書館にしているところがあるんですが、あそこに大体200平米ぐらいの建物を建てて、今話したような青少年の勉強する場所とか図書室とか、そういう施設を整備したいということで、来年の9月あたりまでに建物を建てたいということでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 保育所なんですけど、課長、大体わたしもわかるんです。ただ、問題は、さっき言いましたように、1歳児、2歳児、そういう子供たちがふえているということは保育士の労働条件が悪いとか、かなりご苦労して一生懸命頑張っているようなんです。それで、保育士の募集、どれぐらい見込んでいるのか、見込んでいないのか、その辺も含めて教えていただきたいなと思って。新年度からどれぐらいの人数でやるのかなと思っておりましたので、その辺を教えていただきたいと思っております。

それから、65歳以上のアンケート、まだだということで、きちっとまだ把握されていないようですけれども、これは今中間だけでも45%以上の方が不活化とか、なかなか運動できないとか、家に閉じこもりがちの人たちがふえているということがはっきりしてきました。その対策をどういうふう考えているのかなと思って、その辺も含めて私聞きたかったので、もう少し具体的にお聞かせ願いたいと思います。

それから、生涯学習、今報告がありましたけれども、図書館のわきですか。かなり狭いんじゃないかと思ったりしていますけれども。小学校、中学校、もっと上なのか、その辺の対策とか、イメージとして考えているのか、その辺、教えていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目の保育士の関係でございますが、実際、12月の広報にも掲載して募集をかけておるんですが、保育士自体がいない、そういう現状でございま



す。何とか保育士が欲しいということでいろいろ当たってはいるんですが、資格を持っている保育士自体が不足している、そういう町内の状況でございます。新年度につきましても仮設の志津川保育所1カ所ということで、荒砥、戸倉も一緒にやっておりますので、今の状況は仮設を建てるまでは当分このままいくんだらうと、そういう状況を想定しておりますので。ただ、人数的には、先ほども話しましたが、120名という定員なんですが、もう定員ほとんどいっぱい状況でございます。非常に狭い中での保育を強いられているような状況でございますので、何とか保育士の数を早く確保して、その辺の対処をしたいと、そういうふうには考えております。

それから、2点目の生活不活発病につきましては、先月、職員向けに中間報告と、それから研修会を実施いたしました。そのときに講師の先生から、こういった状況だと。町内の方たちが、高齢者の方を初め、生活不活発。運動できないというだけではなくて、一番大切な気持ちの面でどうしても閉じこもりがちになってしまうということなものですから、町として保健福祉分野だけではなくていろいろな分野で、不活発病にならないように予防対策が必要だということは考えております。全庁的に予防対策をするためにどういった事業をしたらいいかということで、改めてそういう取り組みをしたいと考えておりますが、ただいまは検討中という状態でございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 具体的にはこれから設計するわけですが、10メートルの奥行きで幅が大体20メートルぐらいで、半分を図書館といいますか閲覧室とか学習室にして、真ん中は広目の廊下をとって、ギャラリーといいますか、絵とかなんかも並べるような場所にしておいて、あと半分を研修室と会議室という間取りで。主に幼児につきましては、子供たちは絵本とか児童書庫を見られるような部屋、あと小中学生は勉強したりするような、あるいは研修するような場所、そんなことで考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 保育士、なかなか集まらないというか、大変だというお話、私も聞きました。働きたいというお母さんたちが保育所に預けているんですが、120を既にオーバーしているという課長のお話なんですが、それでは職員の数が足りないなと私思いながら見てきましたので、ぜひもう少し保育士をふやしながら子供たちを見守ってほしいなと思っております。

それから、生活不活発化、高齢者の、今研修しながら改めて検討しているということなので、

本当に家の中にいる高齢者が結構ふえていますし、支援員の方たちも頑張っているんですが、なかなかそこまでいかないという人たちもおりますので、この対策、本当に早く、予防対策なので、予防として頑張ってもらいたいなと思っております。

それから、生涯学習館、そうしますと、今図書館がありますね、あの図書館と全然別のものというか、あの図書館今使いづらいですね。借りるところと受け付けと狭くて大変なので、読むところもないという感じがあったので。そうしますと、図書館を取り払って、そこに新しい、もっと広いのをつくると。そして、そこで課長がおっしゃいましたような方向でやっていくということなので。それは9月までですか、来年の。9月ごろまでにできると、そういう見通しなんですね。わかりました。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1番です。3点だけお願いします。

16ページ、16款の寄附金の活用ということについてですが、ここにふるさと納税寄附金と震災復興推進費寄附金というのがあります。1億2,283万円。ふるさと納税というのは、納税してくれた方がどういった形で使ってくださいということで町に要望を書面か何かを添えてよこしていると思うんですが、今こういった状況の中で、ふるさと納税基金を被災されて仮設に住んでいる方に配布するような手段がとれないのか、その辺、お願いします。

あと、17ページの諸収入の雑入のところにも東日本大震災対策支援金、これも1億2,500万円あるんですけども、この辺もやっぱり被災者救援ということで使えないのか。とりあえず仮設で生活している人たちは、寒さに向かって今大変厳しい状況にあるので、そういった支援金とか寄附金、この辺を何とかそっちの方に回せる方策というのは考えていないのか、その辺、一つです。

あと、第2仮置き場の件で69億9,480万円、委託料ということで示されていますが、その金額というのは、造成とかいろいろな面に使われていると思うんですが、この内訳、今わかる範囲内で、使途ですね、どんな形に使えるのか、お聞かせください。

あとは、21ページ、2款の総務費16目、ここに積立金というのがあるんです。大体1億400万円。基金として積立金に充てるということです。このお金、今積み立てる必要があるのか。この積み立て分の意味です。どういった内容のものなのか、この辺、お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） ふるさと納税でございますけれども、寄附される方々が、いろいろな項目があるわけでございますけれども、文化振興、人材育成、産業振興、あるいはどうい

った目的にと。そういった趣旨に沿って使わせていただく予定にさせていただきますけれども、これまでですと人材育成に使ったり、街なか交流館等で使っています。それで、仮設住宅対策に使えないかというお話でございますけれども、基本的には仮設の部分については災害救助費等で全額見られますので、具体的にどういう事業なり項目で想定されているのか、その辺をお聞かせいただければ、災害救助費でやれるのか、あとは別な予算でやれるのか検討したいと思いますので、後で仮設住宅のこういった部分に対応していただきたいということを教えていただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、廃棄物処理費の内訳ということでございますけれども、大きく分けまして、県に委託して実施する部分、これを約53億5,000万円ほど見込んでおります。そのほかに町で単独で行う部分、これが35億8,000万円ほど。事業費としてはそのような形で計上しております。

県の部分ですが、これは町が委託料として支払う部分で、議員おっしゃるとおり、2次仮置き場での2次処理費用、これが大半を占めるものと思いますけれども、そのほかに、もう始まっておりますが、自動車の処理であるとか、あるいは道路、河川等の瓦れきの撤去の部分につきましては、これは本来県が実施するものですが、緊急を要するというので町が応急的に実施することにして、県に委託する形でやっておりますので、そういったものも含まれてくると思います。

町の単独事業部分ですけれども、これはもう既に実施しております、現場からの瓦れきの1次仮置き場への撤去一般業務、あるいは建物の解体、木造等ですね、既に行っております。また、今後基礎であるとかそういった部分の解体も見込んでおります。それから、それとは別に今度は町外への処理、町単でやっている部分、三戸町への最終処分、それから今考えておりますけれども木くずのリサイクル処理であるとか、そういった形で県の事業と並行して町でもできる部分につきましてははどんどん可能な限り処理を進めてまいりたいと思っておりますので、そういった部分の経費を見込んで町の事業部分として計上しております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 震災復興寄附金の関係でございますけれども、歳入でもございましたとおり、今回歳入で追加として1億483万3,000円、ご寄附を追加でいただいた分を歳入として受けさせていただいております。それを一たん基金として積み立てるものでご

ございます。その使途につきましては、寄附金をいただく際にあらかじめ本町の震災復旧・復興事業に活用してほしいという目的でいただいているものでございます。主に六つの項目に分けて、復旧・復興事業、子育て・教育環境、そういった六つの項目に分かれて、使途を本人の意向に基づく区分をさせていただいております。

今回、先ほど生涯学習課長からもご説明ありましたが、教育関連ということもございましたので、300万円取り崩し、歳出いただきまして、生涯学習館の設計費用に一部を取り崩して充当させていただいているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） わかりました。私の言っていることというのは、総務課長が仮設に対しての何々かということではなくて、仮設に住んでいる人たちが今生活に苦しんでいるのかなど。そういったことで、このお金を何とかそういった人たちに助成という形でもいいんですが、そういった形で渡せないかということです。このふるさと寄附金とか。さっきもいろいろな内容で使えるということなので、今何が必要かといったら、こういった大震災の後に住民が仮設で生活している、近隣の市にも行っている、こういった中で、なかなか大変な生活があった中で、南三陸町から支援することによって南三陸町の町民の方がまた南三陸町に帰ってくる、そういう気持ちも生まれるのかなど。そういった思いを込めて、仮設に入っている人たちに配れないかということです。

そして、気仙沼市で今取り組んでいるのは、義援金が6億8,000万円、気仙沼市はそうだったように記憶しています、そして志津川が5億8,000万円。気仙沼の人口で6億8,000万円、そして志津川のこの人口で5億8,000万円、それというのは南三陸町は大変被災したということがあり、そして町長のすごい大震災だったと、そして厳しい、皆さんの支援をいただきたい、この声と発信があったおかげでやっぱりこれぐらいの寄附が集まったと思います。そういった中で、気仙沼市は、義援金の残った分を全世帯に1万円ずつ配布するそうです。こういった政策を気仙沼市ではとっています。被災した方、被災しない方、2次・3次被害あります。そういった形の政策をとっている中で南三陸町は、こういった方に1万、2万円でもいいですので、お金を直接配るというような方法は考えていないのか、その辺、お聞きします。

あと、第2仮置き場の件なんです、土地の借り上げ料の部分があると思うんです。61人、17ヘクタール。その辺の資金というのはどの部分から出てくるのか。話がなかったので、それをお聞かせください。

基金と言いまして取り崩して何かに使う、そのための基金とは言いますけれども、今何が大切かといったら、やっぱり被災している方がこれから冬場に向けて生活が本当に大変な中で、そういった人たちへのお金ということで回すことが私は一番今必要なんじゃないかと思えます。

この間も教育委員会の方に送迎バスの件で、第3次補正で助成が出ました、そのお金の使途について課長の方から説明を受けて、納得しました。そして戸倉地区の子供たちが通っている送迎バスとかそういった助成金が大体1人当たり17万円だそうです。その経費が今までかかって、その分を一般財源から出していたので、今度は第3次補正で県の方から来たので、それは町の方に入れてもらうという制度だと聞きました。しかしながら、1人当たり17万円の送迎の経費がかかっているということは、その子供たち家族に関しても、すごい精神的な経費とかそういった面がかかっていると思います、生活面での。だから、そういった面も含めても、何とかこういった寄附金とか……。財源を積み立てしていくとかこういったことに、今果たして必要なのかなど。そういった活用できる方策を考えながら、そっちの方に回すべきだと思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先日もちょっと申し上げたんですが、義援金の額に関しましては当町で今7億円を超えております。今のところ1億円を切っているような状況でしか残っていない。それを従来の配分と同じような状況で配分してしまうと、全壊の方で2万円、あるいは大規模半壊と半壊の方で1万円ぐらいしか行かないというようなお話をさせていただきました。義援金につきましては、基本的に義援金配分委員会、多分どちらの市でも町でも、そういった配分の検討委員会が設けられております、そこで最終的に配分を決めるのでございますが、多分気仙沼市ではそれでいこうという決定をされたのだと思います。南三陸町につきましては、今まで人的な分、死亡の方、行方不明の方、それから住家被害ということで全壊、半壊、大規模半壊、そのほかに遺児の方、孤児の方、そういった方の配分はいたしました。ただ、毎戸の分ということはまだ選択させていただいておりません。それは多分、次回の配分検討委員会で議題には上がるだろうと予想されますが、今の段階では第3回目の検討委員会が終わらないと、その辺の配分については何とも申し上げられないというのが正直なところであります。

基金からそちらの方に回るかということでございますが、義援金の分に関してはそういった形で、被害者の方、広い意味で全町民も被害者だという考えもあるんでしょうけれども、そ

の方々のご意見を聞かないと何ともいえないところがありますので、義援金は義援金で処理をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 基金の義援金のような直接支援という形に回せないかということですが、議員のおっしゃる気持ちもわかります。ただ、納めていただいている方の気持ちも酌まなければならないと思います。こういった寄附金にお寄せいただいている方々につきましては、自分の支援を目に見える形であらわしてほしいという気持ちです。こちらでも受け取るとき義援金であればこうですよというお話をさせていただきながら受け取っていただいている方が、寄附金でいただいている方は、例えば先ほど予算計上させていただきました形として学習館であるとか、そういった目に見えて自分の寄附が形としてあらわれるということに対して寄附をしていただくという趣旨で寄附者をもつての寄附でございますので、その辺はちょっと考え方を分けなければならないのかなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 西郷地区の土地の借り上げ料につきましては、これは基本的に県の事業に含まれるということでございます。地元ということはありませんので、今土地の借用につきましては町が全面的に協力しながら契約を行っておりますけれども、基本的には県の事業費に含まれて、後日、町の方に委託料の形で請求がある部分です。

ただいま回の契約につきましては平成24年4月1日からの契約となりますので、平成23年度の事業費の中には含まれないということに最終的にはなる予定でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 復興推進課長の話もわかります。形となるもので残さなくてはいけない。寄附金よこしたくれた、支援してくれた、基金でくれた人たちを形で残す。ただ、形で残すのは、私もいろいろな支援団体の話を聞いて、形の残るものという形なんですけれども、形の残るものができても、そのときに町民の数が減っていった場合、私はいつも心配しています、いろいろな施設ができて、ここに人口がいなくなったらということを考えて、人口を維持するための何かをしなければいけないんじゃないかなということで、こういった提案というか考えを申し述べさせていただきました。

保健福祉課長の話もわかります。ただ、本当に今近々でお金が必要だと。あしたこれ欲しいんだけど、お金がないから買えない、そういった現実がここにいる皆さんにはないかもしれないですけども、今仮設で暮らしている町民の方には、そういった人たちが多々いる

んです。その現実をわかれば、1万円でも配布する選択、委員会でもそういった選択が、気仙沼市でも行われたように、私はあってもいいと思います。

ここの南三陸町の被災前の戸数が大体5,200ぐらいだと思いますけれども、5,200万円、それやったら、1軒に配ったら、その人たち何日か助かると思います。また、この間、衣類の配布ということで、被災した方の仮設に入っている人たちの大きさを書いてやるんですけども、衣料別に配布するのは大変だということで金券で1人当たり6,000円、3人いたらば2万4,000円、それが商品券で配られました。これは生活に対して今欲しいもの、食べるもの、そういったものに活用できました。すごい喜んでます。衣類は欲しいと言いますが、いろいろな形で今支援品が来ています。そういったことを考えれば、今自分が必要なものを買える、そのお金を支援することが今仮設生活の中には一番私は必要だと思います。この辺、ぜひ検討してもらいたいと思います。

あと、この間、荒町地区での消火がありました。消防費の関連ということで話せば、この間はぼやだったんですが、そこにいた人がたまたま消防団の旧団員でした。その人が初期消火によってある程度消えました。そして、その火災現場の裏側に荒町の消防団のポンプ小屋がありました。そして初期消火で大体8割方消えて、その後、放水若干で消えて、消防車が来たそうですが、そのときは大体全部消えていたそうです。だから、初期消火の必要性、あと消防団の配置。まして、今58地区に仮設が建っていますけれども、それをどんなふうな区分けでもって消防団とかを配備するかというのは、危機管理室が今近々で取り組まなければならない現実だと思います。その辺も今回の経験とかこういった初期消火で大火を防いだという、こういった現実があります。こういったことを含めて危機管理室の消防団、消防署その連携を密にして、何とかこの体制も早く維持するような体制設置をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は3時40分といたします。

午後3時26分 休憩

---

午後3時40分 再開

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

7番議員が退席しております。

---

日程第3 議案第122号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第122号平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第122号平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、宮城県国保団体連合会からの補助金及び補助対象経費、前年度の国庫負担金確定に伴う返還金を補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明を行います。

補正予算書48ページをお開きください。

歳入でございます。ただいま町長が申し上げましたとおり、東日本大震災関連の復興補助金ということで、宮城県の国保連合会より150万円を受け入れるものでございます。

49ページ、歳出をごらんいただきたいと思います。

ただいまの復興補助金を活用いたしまして備品を購入するため、一般管理費に150万円を計上させていただきます。内容的には、現在仮庁舎を建設中でございますけれども、ここに国



保関係の庁用事務備品ということで、机、いすなどを購入する予定でございます。

11款の諸支出金でございますが、1,313万8,000円を補正させていただきます。内容は、過年度分の療養給付費等の負担金の返還金ということで、平成22年度で交付されております国庫支出金、約4億円ほどあるんですけども、これの精算をした結果、1,313万8,000円をお返しするということが計上させていただくものでございます。財源は、予備費をそのまま使うということでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括で行います。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第122号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第123号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第123号平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第123号平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、震災に伴う減免措置により後期高齢者医療保険料を減額補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明をさせていただきます。

補正予算書57ページをお開きください。

歳入でございます。後期高齢者の保険料の特別徴収の保険料を9,500万円減額補正するものでございます。理由は、震災による減免が主なものでございます。

58ページ、歳出でございますが、上記の保険料収入の減少に伴いまして、県の広域連合に納付する納付金をそのまま減額するという内容でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第124号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第124号平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第124号平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金、歳出においては介護認定業務の事務委託終了に伴

う介護認定事業費等をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

66ページをお開きください。

まず歳入でございますが、一般会計の繰入金でございますが、事務費の繰入金として367万4,000円を減額するものでございます。

次に、67ページでございます。

中段でございますが、介護認定事業費の役務費188万円の減額。これにつきましては、主治医の意見書作成料でございますが、更新分が今回の申請により1年間延長されましたので、意見書の作成が大幅に減っております。その分でございます。

それから、13節の委託料でございますが、199万4,000円の減。これにつきましても、登米市ほか3市に委託しておいた申請委託料が終了いたしましたので、その精算分ということでございます。

次に、下段の負担金、補助及び交付金でございますが、1億1,220万円の減。居宅介護サービス給付費、これにつきましては、被災により居宅サービスが大幅に減少しておりますので、その分の減でございます。

同じく、さらに下段の負担金、補助及び交付金につきましては、4,600万円の増。これにつきましては、地域密着型介護サービス給付費、これはグループホーム、特養の多床室の入所者数が増加しております、それに伴う増額でございます。

では次ぎに、68ページをお開きください。

上段の負担金、補助及び交付金につきましては、120万円の増。これにつきましては、居宅介護福祉用具費の購入費。主にポータブルトイレ、入浴補助具等の増額でございます。

同じく、下段の分の負担金、補助及び交付金、6,500万円の増ということでございますが、特定入所者介護サービス費ということで、特養、老健、ショート等の利用者で低所得者の方の食費と居住費の減免による増額分でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括で行います。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 第125号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算

○議長(後藤清喜君) 日程第6、議案第125号平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第125号平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、仮設魚市場関連施設の設置費用を計上するとともに、震災による事業計画の変更等についての所要の措置を講じるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長(佐藤 通君) 予算書の76ページ、77ページをごらんください。

歳入でございます。ほとんどのものは整理予算の性質を帯びておりますが、この中で2款の県支出金、2項の県補助金で1億2,000万円を計上してございます。これは、説明の方に高鮮度魚介類安定供給事業補助金となっておりますが、海水氷の製造装置に係る補助金でございます。

次に、歳出の方に移らせていただきます。78ページ、79ページをごらんいただきたいと思います。

ます。

1 節から14節は整理予算的な性格なものでございまして、15節の工事請負費で、3 段目に仮設市場附帯工事というのがございますが、これが先ほど申し上げました海水氷の製造装置の工事でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括で行います。

11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 参考までにお聞きいたします。

仮設の市場をつくって、秋サケの水揚げに備えて、その結果として、現時点、秋サケももう終了時期に入ったわけでありますが、どのような生産であったのか。さらに、4 年後に向けて、採卵はどういうことになったのか。ふ化の様子です。その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 失礼いたしました。最初にそこを申し上げればよかったところでございます。

おかげさまで、秋サケに関しましては、とる人は少なかったんですけども、水揚げはそれ相応にございまして、秋サケだけなんですけれども、11月末までの水揚げ金額で約6億5,000万円ほどになりました。それ以外の魚種も含めると、11月いっぱい約7億円ほどの水揚げがございました。これからもっとサケが来るんじゃないかならうかと思っておりましたが、どうも12月になってびたっと、望みが余りよくない状態ですが。

それから、後段の方の4年後に向けてなんですが、川のサケは結構のぼってはまいりましたけれども、とろっと来るのではなくて一気にどっと来まして、例年ですと1,000万粒ほどの卵を確保しているんですが、ことしの場合はふ化場も3カ所あったのが1カ所しかできないということで、例年の半分くらい、600万粒ほどを確保しようということでやっております、私どもの方の川では約500万粒ほどは確保いたしました。あとは、早く帰ってくる魚をつくるためには、ほかのところから早く帰ってきた卵を移入しなければならないということで、それで約200万粒ぐらいは確保できるのではなからうかという段階に今おります。ですから、今のところ卵としては、今後移入するのを含めまして約700万粒ぐらいは確保できそうな状態でございます。これがそのままうまくふ化してくれればいいんですけども、それは何とかそ

のようにしたいと考えております。従来の1,000万粒に対して700万粒ぐらいの卵しか確保できませんが、何とかそれぐらいのところでやっております。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 6.5億円の生産であったということでもあります。これは、近年に比較しまして幾らぐらいの割合になっているのか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 私も三、四年前のはわかりかねるところなんです、実は昨年度は魚も余り来なかったんですが、昨年度と比べますと、魚のとれた量は同じくらいだったそうなんですが、単価は昨年度より若干よかったそうです。これは北海道とか北の方でなかなかとれなかったためかと考えますが、それではよかったようでございます。

ただ、一番とれたときは、この四、五年の間では水揚げ量は秋サケだけで10億円前後になったときがあるそうですので、それと比べると若干期待したほどではなかったかなと、そういう状態でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

間もなく4時を報ぜんとしておりますが、全議案審議終了まで時間延長したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

日程第7 議案第126号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第126号平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第126号平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金を、歳出においては漁業集落排水事業費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） それでは、細部説明をいたします。

補正予算書の88ページ、89ページをお開きください。

歳出の方からご説明いたします。施設管理費の委託料、これは入札差金による229万6,000円の減額をするものでございます。

それに伴いまして、歳入の一般会計繰入金を同額減額補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第127号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第127号平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第127号平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金を、歳出においては下水道施設管理費及び公債費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） それでは、細部ご説明をいたします。

補正予算書の97ページ、98ページをお開きください。

歳出の方からご説明いたします。

1項1目特環下水道施設管理費委託料でございますが、これは入札差金により減額するものでございます。2目の公共下水道委託料、これは波伝谷地区の契約の委託料の解約に伴う減額でございます。15節の工事請負費でございますが、これは9月議会で下水道の合併浄化槽に切りかえ工事を議決いただきまして、発注した後に、同じ地区の方が一回被災を受けた場所を修復してそこで生活したいという申し出がございましたので、その分の切りかえの補償工事費でございます。

3款の公債費、これは利子償還分でございます。

これに伴います総額725万1,000円を減額しまして、歳入の一般会計繰入金を同額減額するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。



4番阿部 建君。

○4番(阿部 建君) 98ページの委託料ですが、入札差金ということで減額ということだが、委託料は設計委託ですかね。これに関連いたしまして、設計委託が、前の予算でもそうですが、860万円の減額、幾らの予算で860万円減額されたのか。それから、過般にももろもろの3点か4点、委託料は予定の半額以下もあります。町の負担にはなりません。そういうものもあります。余りにも後の工事は神業のごとき、ほとんど予定価格びたりでいっているわけなんです。これは余りにも過大な設計士の見積もりであったのではないのかなど。すべてですよ、これだけではなくて。そうと思いますが、そういうものはなかったんですか。あくまでも競争の結果ということなんでしょうか。その辺の説明をお願いします。

○議長(後藤清喜君) 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長(千葉 雅久君) 漁集も公共下水道の方の査定設計委託料でございますが、これはうちの職員の方で事例をもとにして設計委託したものでございまして、それでこのような差が出たのかと思います。よろしく願いいたします。「何ぼなの」の声あり) 設計額が2,750万円です。

○議長(後藤清喜君) よろしいですか。4番阿部 建君。

○4番(阿部 建君) 関連になります。他のいろいろな設計も随分減額されておりますが、それも同じような……。それも各課で設計の見積もり単価出しているんですか。建設課長が言っていたのかな、これ。前回にかなりあったが、ちょっと見落として、後で見たら、余りにも差額があると思ひまして、今関連で質問しているわけです。

○議長(後藤清喜君) 建設課長。

○建設課長(西城 彰君) 委託料、管路の査定設計ということなものですから、一定の標準がございます。そういう中で、業者の方の設計というものが競争によって安くできるということだと思うんですけれども。一般的には公共単価、そういうもので価格を設定してございます。ただ、物によっては査定の難易度、そういう中で価格が極端に下がってきたのではないかと思うんですけれども。この辺につきましては実際の見積もりの段階で予測というものが見つからない部分もございまして、あくまでも基準というものを遵守しながら設計価格を算定していくというのが現場の実態でございます。

○議長(後藤清喜君) ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第128号 平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算

○議長(後藤清喜君) 日程第9、議案第128号平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第128号平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、収益的収入及び資本的収支の収入において一般会計補助金などを、支出においては建設改良費などをそれぞれ増額補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長(千葉 雅久君) それでは、細部説明をいたしますので、補正予算書の106ページ、107ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、営業収益、給水収益、5,200万円の減額補正でございますが、9月議会におきまして平成21年度の10月から3月までの1カ月平均の使用水量をもとに1億6,000万円程度の料金収入を見込んでおったのでございますが、10月分を検針、徴収いたしましたところ件数が4,040件、1,800万円ほどの料金収入しかなかったものですから、この6カ月分の減収分を一般会計の補助金で6,000万円を補助してもらうものでございます。

支出でございますが、1項の営業費用、配水給水費、修繕費、これは水道給水装置修繕費、これは災害復旧費になりますが、資産とされないものを計上したものでございます。2目の総掛かり費の中で手当、災害派遣手当、旅費、特別旅費、それから負担金、災害対策長期派遣職員負担金がございますが、これはこの12月1日より来年の3月31日まで横浜市の水道局の職員2名を派遣いただきまして、現在水道復興計画の検討、それから災害査定設計のチェックをお願いしている部分の費用でございます。

次の107ページの資本的収入及び支出でございますが、収入、企業債、これは災害復旧事業債でございます。支出金、これは弘川ダム建設工事負担金に係る支出金、工事費増額による部分でございます。負担金、工事負担金、100万円の減。これは当初、本管の工事を予定していたのでございますが、震災によりまして工事ができなくなりましたので、それに付随した消火栓の設置工事の2基分の減額でございます。4項の補助金でございますが、一般会計補助金6,000万円、これは財源調整を精査した結果、不足が生じたもので、一般会計からの補助をいただくものでございます。

支出でございますが、建設改良費工事負担金2,000万円、これは小森ポンプ場の移設工事でございますが、三陸道のインター付近の工事変更に伴います移設工事費の増でございます。3の国庫補助金の返還金72万4,000円は、国庫補助金における消費税額の返還金でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 水道関係であります。先般、全員でもって三陸道の路線ということで現地調査をいたしまして、その足で戸倉地区、在郷地区の第2仮置き、瓦れきの処理をする場所まで足を延ばしまして、当局より説明をいただいたわけでありまして。その際、水道の水源池という説明がありまして、在郷地区に水道の水源池があるわけです。そのところに瓦れきを集積するというような説明がありまして、はてはて、この水源池、これからいろいろな瓦れきを置いて、多分伏流水を利用するのかなという考えで見えて聞いておったんですが、そのところに瓦れきを置いて、それが浸透していった飲料水になるというようなおそれはないのかなと、そんな心配をしたわけです。

あの水源池から利用している町民の数というのは、今後どれぐらいになるのか。そして、飲料水に問題は起きてこないのかというような心配をするわけです。いろいろな瓦れきが積み

重なっていくわけですから。大丈夫だということであれば問題ないんですが、その大丈夫だという根本的な理由はどこから来るのか。その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、先に瓦れきの2次処理施設ということで、水源がある在郷地区にあるというのはもちろん十分承知してございまして、今度県の方で基本計画を立ててプロポーザルにかけた後でないとはっきりした計画というものは見えてこないわけですけれども、当然県の方でも水源の存在は承知しておりまして、これまでの住民説明会等でも県の方からの説明があるわけですけれども、県内の他のブロックの計画におきましても、処理施設というものは、きちんと水の管理ももちろん行います。まず、地盤造成しまして、その上にアスファルトであるとか防水シートであるとか、そういった地下に瓦れきからの排水が浸透しないような処置というものは当然他の地域でもなされてございまして、今回そういうものは在郷地区では、特に水源の近くということもありますので、十分に配慮した形で出てくると思います。

瓦れき、現在、町内の1次仮置き場、いろいろな場所に山積されているわけですけれども、あれがもうまさにそのまま置いてあるわけで、それが2次仮置き場で管理型の施設としてきちんと瓦れきが集積もされます、処理もされますけれども、今まではそういった管理がなされていなかったのが逆に2次仮置き場できちんとした管理型の施設に搬入することによって、そういった環境面での不安も逆になくなるんじゃないか、そういったきちんとした環境にも配慮した計画が出てくるものと今は期待するところでございます。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） 申しわけございません、資料を持ち合わせていなくて、戸倉地区だけの人口は把握できかねるのでございますが、これから復興計画によりまして、戸倉地区の移転地、その地区に対しての飲料としては、現在戸倉地区の人口を十分賄っているだけの水量はございますので、その方々が移転……、外部から入ってきた場合は違ってきますけれども、移転することについては、現在の水源で十分でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 要するに、あの水源を利用する人がいるということの確認での質問だったんですから、人数細かくはいいんですけれども。

そうすると、やはり水源が必要であって、住民の方々がそれを利用するという間に間違い

はないという答弁でありました。問題は、安全性なんです。県なり執行部の方は大丈夫だと。もっとも、危ないですという答弁はできないわけでありますから、これからやろうとしている事業に対して。安全の確保、住民の方々が安全だというその担保というか確保というか、どういうことで納得をしてもらうのかということなんです。何も問題が来ないからいいんだということではなく、こういう問題というのは問題が起きてからでは遅いわけです。だから、その辺の十分な安全確保というものをきちんと、事業が始まる前に、こういう仕様、こういうやり方だから心配ないんだということをきちっと事業を行う前に説明することが大事んじゃないかなという思いで今質問に入っているわけです。

そうしますと、プロポーザルが終わって、入札が終わって、業者を選定したときに、そういったやり方なんかも……、こちらから指名するんですか、それとも業者さんから指名してもらうんですか。その辺があやふやなんです。大丈夫だと皆さんは言います。言わなければならない立場ですから。何をもちて大丈夫だと言えるのかというのが住民の心配なところなんです。そこを聞いているんです。事が起きてからでは遅いですよ。瓦れきの集積の場所に関しては。そうじゃないですか。素朴な質問です。「大丈夫だべかやあ」と住民は思っているんですから。飲み水ですから。コンクリートが何センチのコンクリートで、絶対浸透しないという約束がここでできますか。

それから、地権者の方々だけが飲むんじゃないでしょう。そのほかの方々も飲むわけですから。地権者から了解もらったから、判こもらったからいいというものではないんです、この問題は。それを飲料する方々の健康の問題ですから。だからその辺で、いつの段階で大丈夫だよと、100%大丈夫だよと。

それから、万が一、飲料水によって健康被害が起きた場合の責任というのは、その業者さんが持ってくれるのかどうか。補償する方が。プロポーザルで入札で落札した業者さんが、健康被害が起きた場合には、その業者さんが責任とるのかどうなのか、あるいは町がとるのか、県がとるのか、その辺のところもきちっとやっておかないと、後で問題起きてからでは遅いですよ。責任のなすり合いになるんですから。これぐらいやれ、心配ないようにやれと業者さんがやったのにやらなかったとか。これは町が発注したのではないから県だとか。そういう問題になってくるんですよ、こういう補償問題になってきますと。だから、その辺のところも町としては、県の事業ですけれども、町がある程度土地なりなんんりの推薦をしていくわけですから、その辺のところの考え方はどうなのかということ。いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 県の事業ではありますけれども、町が委託をして行いますので、当然町の責任というものもございます。先ほどプロポーザル終わって業者が決定してと申し上げましたのは、その時点になりませんと住民の皆さんへもきちんとした正確な情報をお示しできないだろうということで、恐らく決定した後に、今考えておりますのは、その後にはきちんとした、あそこの確定した形をお示ししたいとは考えております。広報になるか、手段につきましては考えさせていただきたいと思います。

それで、その時点になりますと、水源の場所ですとちょうど真ん中の地区になりますけれども、その部分にどのような施設が計画されているのか。水源から例えば何メートル離れた場所に、どういったものができるのか。その場合に地盤、おっしゃったようにコンクリートであれば、どのようなコンクリートの施設ができるのか。なかなかそういうのが今見えていない中でお話しできる部分というのが限られてしまいますけれども、特に環境面で法定の検査項目がありますけれども、水質調査であるとか大気中の有害物質の調査であるとか、そういったものは法定の2倍以上の頻度で調査を行うのだと。それで安全の確保に努めていくと、そういったのが今県の方で考えている基本計画の中にも盛り込まれておりますので、当然にそれ以上の厳しい監視体制のもとで事業が進められていくものと。当然、町といたしましても、県に委託したからそれでもう終わりということはございませんので、常にそういった、特に環境面、あるいは住民の方々のご意見等は継続して伺いながら事業の方は進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 何も問題がなければ、これにこしたことはない。もっとも、そうでなくてはならないんです。ただ、こういったことは後で出てくる問題でね、健康被害とかいろいろな問題は。特に、我々は専門家ではないからわかりませんが、流れ込む……、さまざま……、ありますよね、その名称もよくわかりませんが、害になる成分というのは私も専門家ではないからわかりませんが、とにかく健康に被害を及ぼすようなことがあった場合において、だれが最終的に責任をとるのかということをもっときちんとしておかないと、そうしないと住民の方々には説得力が欠けるわけですから、その辺のところをきちんとして県と話し合いをしながら進めていっていただきたいと思いますし、できるのであれば水源池を移した方が私は間違いないのかなと。そういった心配もないわけですから。水源池を移転するという考えも一つの手法かなという思いもあるんですが。その辺の考えはないですか。なければ、とにかく完璧に工事というものをやっていただく。しっかりとした説明

を住民の方々にしていただく。説明するには、地権者だけでなく利用する方々にもしてください。後で「私たち知らなかった」なんていうことのないように。こういうのは後でも出てくる問題ですから。その辺のところ、どうですか。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 地域住民の方への説明につきましては、今月の26日に予定しております。そこで、従来は地権者の方までは説明が終わっていますけれども、実際にその周辺にお住まいになっている方、あるいは今おっしゃるとおり水道を利用している方々に説明申し上げまして、その辺のご理解を求めていくという考えでおります。

あと、水源の移設につきましては、水道事業所の方とも相談してみないとわかりませんが、いずれこれから工事が入るに当たりまして、そういった部分でどうしても水源の移設の可能性とかそういったものの検討が必要になってきた場合には、その場合も含めまして少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 1点だけお聞きします。今全世帯に水が供給されているのでしょうか。かつてできなかったところがあるということを知りましたので、その辺を確認したいと思います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） 現在は給水、先ほど10月で4,040件ですが、12月現在では4,126件、全家庭の方に給水している状況でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、台風でなかなか、西戸のところ、行かなかったというところもありますし、それからどうしても遠くて1軒でしたか給水できないんだということを知ったことがあるんですが、今じゃあ給水車を使っている家庭はないんですね。全部管が行って、水が使えるようになっているということでしょうか。もう一度確認します。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉 雅久君） 西戸の方は1,300メートル管を引っ張りまして、9月中旬ごろ、給水をしているところでございます。

それから、給水車の方は、庁舎とか、あと病院とか、それから自家水で困っている方々に給水している状況でございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第128号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第129号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算

○議長(後藤清喜君) 日程第10、議案第129号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第129号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的支出のうち人事異動に伴う給与費及び公立志津川病院の維持管理費負担金等の経費について減額及び増額の措置を講じ、並びに公立志津川病院において使用する検索機を購入するため、資本的収入及び支出について増額の措置を講じるものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長(横山孝明君) それでは、細部説明を行います。

補正予算書の114ページ、115ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出の関係につきましては、これは給与費等につきましてはの整理関係でございます。人数等が確定いたしまして、その分、整理して減額、増額補正しております。経費につきま



しては、臨時職員を雇っていますことから200万円の補正と、それから諸会費の方で米山の方に病院を開設していますけれども、実は光熱水費とか委託料、それから油なんかは、今まで米山の診療所と一緒に使っている、電気代とかボイラーとか。それで、そちら方につきましては、今まで半年間の両方の利用状況を見まして負担金を考えましょうということにしまして、その分が半年過ぎましたので、登米市医療局の方と話し合いをしまして、負担金を決定しております。1年分の負担金として1,500万円の補正をしているという内容でございます。

それから、115ページの資本的収入及び支出の方でございますけれども、収入におきましては寄附金、埼玉県医師会とかからの寄附金があります。それは医療機器を購入してくださいということで来ていますので、その分、収入を見まして、支出として医療機器の購入費612万5,000円ということで、超音波診断装置を購入する予定でございます。

施設整備といたしましては、委託料の関係で、仮設の設計費の委託料が決定しましたので、その残金を、附帯工事が伴いますので、その関係で工事請負費に回すという関係の補正でございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 病院会計の方でお願いします。一般会計の方でも印刷費ということで資料提出を求めています。病院の印刷費に関しても資料の提出を求めたいと思います。被災前の資料というのは多分病院関係の方でもなくなったと思いますので、3・11被災後の印刷発注額、発注入札方法、印刷業者の数、町内の印刷社何社か、この辺の資料を一般会計と同じように印刷費ということで資料提出を求めます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 印刷費は、一般会計だけでなく、すべての会計の印刷費ということで資料を出す予定にしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第129号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 閉会中の継続審査申出について

○議長(後藤清喜君) 日程第11、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

民生教育常任委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

民生教育常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、民生教育常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程第12 閉会中の継続調査申出について

○議長(後藤清喜君) 日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、三陸縦貫自動車建設促進に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、東日本大震災特別委員会、土地売買調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、町長よりあいさつがありましたら、お願いいたします。

○町長（佐藤 仁君） それでは、一言御礼を申し上げます。

12月13日に開会いたしまして、実質5日間のご審議ということで、12月定例会、本日をもって閉じるということになりましたが、今回12月定例会に提案させていただきました全議案、議員皆様方のご協力のもとにご承認を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

大変忘れられない2011年だったわけですが、間もなくこの2011年も幕を閉じるということになります。本当に議員各位にはこの9カ月余りにわたりまして復旧あるいは復興への道筋ということで、我々と一緒に手を携えながら取り組んでいただいたことに対しまして改めて厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

来る2012年、復興へのスタートの元年になるとと思いますので、どうか皆様方のご支援と、あわせてご協力を賜りますようお願いを申し上げます、私からの閉会のあいさつにかえたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） ここで、私からも一言あいさつを申し上げます。

本日は時間延長をもって審議にご協力、本当にありがとうございます。

ことしは3・11の思いがけないその大きさに、我々、町民、皆さん、本当にただびっくりするわけでございます。ただ、今回全国からご支援いただきまして、ことしの漢字が「絆」ということでございますので、来年は南三陸町が夢と希望に向かって一日も早く復興できるように、議員また執行部ともども両輪のごとく頑張っていきたいと思いますので、皆さんにはますます寒さが厳しくなりますので健康に留意して、復旧・復興に向けて頑張ってくださいと思います。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成23年第14回南三陸町定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時45分 散会